

香良洲地域水防ステーション改修工事

図面番号	図面名称	縮尺
A-01	建築改修工事特記仕様書(1)	-
A-02	建築改修工事特記仕様書(2)	-
A-03	建築改修工事特記仕様書(3)	-
A-04	建築改修工事特記仕様書(4)	-
A-05	解体工事特記仕様書(1)	-
A-06	解体工事特記仕様書(2)	-
A-07	附近見取図、配置図兼仮設計画図	1/800
A-08	平面図(改修前)、立面図(改修前)、仕上表	1/100
A-09	【解体】2階平面詳細図、断面図、建具表	1/50
A-10	【改修】1階天井伏図、2階平面詳細図(改修後)	1/100
A-11	【改修】立面図(改修後)、断面図(改修後)、部分詳細図(改修前後)	1/100 1/50 1/30
E-01	電気設備 平面図	1/100
M-01	機械設備 平面図	1/50

改修工事特記仕様書

- I. 工事名称 香良洲地域水防ステーション改修工事
- II. 工事概要
- | | |
|--------|---|
| 1 工事場所 | 津市 香良洲町 地内 |
| 2 敷地面積 | 12,573.5㎡ |
| 3 工事内容 | 構名称 香良洲地域水防ステーション
構造 2階建 (1鉄骨造、2階木造)
建築面積 72.56㎡
延べ面積 122.16㎡
工事項目 防水改修、外装改修、塗装改修、躯体改修、解体工事 |
- III. 建築改修工事仕様
- 1 共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。
- 2 特記仕様
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
(3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改標仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																				
① 一般共通事項	① 適用基準等	<p>① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版）</p> <p>② 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版）</p> <p>③ 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）</p> <p>施工方法及び検査に関する事項 ※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。 ※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 ※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規 制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし又、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。 ※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。 ※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。 ※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。 ※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。 ※ 工事用車両及び工事関係車両は、周道路、仮囲い内以外の駐車場に駐車しないこと。 ※ 工事着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立合いのもと写真に記録しておくこと。 ※ 工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。 ※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事を含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 ※ 当該施設は水防倉庫として工事期間中であっても使用しているため、施設利用者及び、運営に影響がないよう、施工に留意すること。また、緊急且つ必要な場合において、市監督員以外（施設管理者等）が直接受注者に指示することがある、その場合は当該指示に従うこと。</p>																				
	② 施工条件																					
	③ 発生材の処理等 (1.3.12)	<p>本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>分別解体等の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分・外装</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>建築設備・内装等</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 引き渡しを要するもの (・ 無 ・) ・ 特別管理産業廃棄物 ・ 有 (・ PCBを含む機器類 ・ 廃油、廃酸、廃アルカリ ・ ダイオキシン類 ・ 水銀を含む特別管理産業廃棄物 ・ 廃水銀等)</p> <p>処理方法 () ○ 水銀使用製品産業廃棄物 ○ 有 (○ 蛍光灯ランプ ・ HIDランプ ・ ()) ・ 石綿含有成形板等解体時の留意点 1. 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 2. 可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。 3. 飛散されない様にする。こと。 4. 保護具及び作業着を着用すること。 5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 ・ 現場において再利用を図るもの () ○ 再資源化を図るもの ○ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ○ 建設発生木材</p> <p>引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調査を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。</p>	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	屋根	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	その他 ()	・ 有 ・ 無
工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
上部構造部分・外装	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
屋根	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
建築設備・内装等	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				

④ 建設副産物情報交換システムの利用	<p>受注者は再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合は、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータ入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。</p>																																
⑤ 三重県産業廃棄物税	<p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。</p> <p>なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。</p> <p>・ 配置する</p>																																
6 電気保安技術者 (1.3.3)	<p>職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。</p>																																
7 技能士 (1.6.2)																																	
8 施工数量調査 (1.5.2)	<p>調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による</p>																																
9 調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	<p>補修方法 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()</p>																																
①⑥ 建築材料等	<p>1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。 2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。</p>																																
11 化学物質の濃度測定 (1.6.9)	<p>測定対象化学物質 (●で示したものとす。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>施設用途</th> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>エチルベンゼン</th> <th>スチレン</th> <th>パラジロロベンゼン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>学校、教育施設</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>測定対象室及び測定箇所 ・ 図示 (図面番号:) ・ () 測定方法 (・ パッシブ法 ・ アクティブ法) 測定時期 () 報告書提出部数 2部</p> <p>改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p> <p>低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。</p>	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジロロベンゼン		学校、教育施設	●	●	●	●	●	●		住宅	●	●	●	●	●			その他	●	●	●	●	●	
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジロロベンゼン																										
	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●																										
	住宅	●	●	●	●	●																											
	その他	●	●	●	●	●																											
12 特別な材料の工法																																	
①⑧ 騒音・振動の防止																																	
①④ 工事写真 (1.2.4)	<p>営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部 (平成31年版))に従い撮影する。 提出部数 1部 用紙は上質紙とする。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について (平成29年3月1日付け国営整第211号)」による。</p>																																
15 完成図等 (1.8.2) (1.8.3)	<p>作成する (・ 完成図 ・ 保全に関する資料) () 完成図作図範囲 (設計図を訂正) 完成図はCADにより作成することとし、著作権 (著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む) にかかる著作権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部 (原図サイズ) により提出すること。</p>																																
①⑥ 完成写真	<p>○ デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 (A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部 箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多くなる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。</p>																																
17 設備工事との取合い	<p>施工範囲 ・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ・ 図示した壁・天井の仕上材・下地の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ</p> <p>施工図 ・ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。</p> <p>工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。</p>																																
①⑧ 既存部分等への処置 (1.3.13)	<p>工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p>																																
①⑨ 事故の発生時																																	
20 消防提出書類	<p>1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・ 本工事 (・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事) ・ 別途工事</p> <p>2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成 (電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入) を行うこと。</p>																																
②⑨ 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	<p>労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。</p>																																
②⑩ 不正軽油の使用の禁止	<p>1) 一般事項 市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両 (資機材等の搬出入車両を含む。) 並びに建設機械等の燃料として、不正軽油 (地方税法第144条の32 (製造等の承認を受ける義務等) の規定に違反する燃料をいう。) を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等と同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。</p>																																
23 屋外広告物	<p>屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告物の登録事業者であること。</p>																																

② 仮設工事	1 騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)	<p>・ 防音パネル 設置範囲 ・ 図示 (図面番号:) ・ 防音シート 設置範囲 ・ 図示 (図面番号:)</p>																																				
	② 足場 (2.2.1) (表2.2.1)	<p>設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン (厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>内部足場の種別 (参考) ○ 脚立 ・ 棚足場 ・ その他 () 外部足場の種別 (参考) ・ 手摺先行設置枠組本足場 ・ 移動足場 ・ 高所作業車 ○ その他 (脚立) ○ 外部改修部 ・ 設備改修部 ○ 昇降用 ・ 転落防止用防護シート等による養生 ・ 適用する ・ 適用しない</p> <p>足場 (つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る) の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に關し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。 1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者 2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント (区分が土木又は建築である者) や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を受けた者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者 3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を受けた者など、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者</p>																																				
	3 既存部分の養生 (2.3.1)	<p>既存部分の養生 ・ 図示 (図面番号:) 既存ブライインド・カーテンの養生 養生方法 () 保管場所 ・ 構内既存施設内 固定された備品、机、ロッカーの移動 ・ 行う ・ 行わない</p>																																				
	4 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)	<p>屋内の仮設間仕切り ・ A種 ・ B種 ・ C種 合板 厚さ ・ 9mm ・ () せつこうボード 厚さ ・ 9.5mm ・ () 合板又は石こうボードの塗装 ・ 行う ・ 行わない 仮設扉 設置箇所 ・ 図示 (図面番号:) 仕様 ・ 合板張り木製扉 ・ ()</p>																																				
	⑤ 監督員事務所 (2.4.1)	<p>・ 構内建物内の一部を使用する。 ・ 設置する ○ 設置しない 監督員事務所の規模 (単位: m²)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>10程度</th> <th>20程度</th> <th>35程度</th> <th>65程度</th> <th>100程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監督員事務所の仕上り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>部 位 等</th> <th colspan="5">仕 上 げ</th> </tr> <tr> <td>床</td> <td colspan="5">合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁・天井</td> <td colspan="5">合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td colspan="5">装溶融垂れめっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td> </tr> </tbody> </table>	適用	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	監督員事務所の仕上り						部 位 等	仕 上 げ					床	合板張り又はビニール床シート張り					内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り					屋根	装溶融垂れめっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り				
	適用	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																																
	監督員事務所の仕上り																																					
	部 位 等	仕 上 げ																																				
	床	合板張り又はビニール床シート張り																																				
	内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り																																				
屋根	装溶融垂れめっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																					
6 監督員事務所の設備・備品等 (2.4.1) (2) (7)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>机・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>長靴</th> <th>雨合羽</th> <th>保護帽</th> <th>懐中電灯</th> <th>衣類ロッカー</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>消火器</th> <th>掃除具</th> <th>受注者加入電話 FAX</th> <th>冷暖房機器</th> <th>インターネット</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table>	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット	数量	個	個	台	台	台	
種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																	
数量	組	台	個	個	個																																	
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																	
数量	足	着	個	個	台																																	
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット																																	
数量	個	個	台	台	台																																	
⑦ 仮設便所	<p>構内既存の施設 ・ 利用できる ○ 利用できない</p>																																					
⑧ 工事用水	<p>構内既存の施設 ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) ○ 利用できない</p>																																					
⑨ 工事用電力	<p>構内既存の施設 ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) ○ 利用できない 有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。</p>																																					
①④ 交通誘導警備員	<p>配置 ○ 図示 (図面番号: A-07)</p>																																					

香良洲地域水防ステーション改修工事		縮尺	—
図面名称	建築改修工事特記仕様書 (1)	原因	A 2
津市建設部営繕課		No.	A-O 1

(6.5.2)(3)(4)	「集材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示 (図面番号:) 含水率 ・ 15%以下 ・ ()
(6.5.2)(4)(7)	造作用単板積層材 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 部位 品名・寸法 表面の品質 防虫処理 造作用単板積層材 図示 (図面番号:) ・ () ・ ()
(6.5.2)(4)(4)	「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質、防虫処理 ・ 図示 (図面番号:) 含水率 ・ 14%以下 ・ ()
(6.5.2)(5)	「直交集成板の日本農林規格」による直交集成板 品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法 ・ 図示 (図面番号:)
(6.5.2)(6)	合板等 品名 (品目) 樹種名 接着の程度 等級 板面の品質 防虫処理等 厚さ
(6.5.3)(1)	接合具等 造作材化粧面の釘打ち ・ 隠し釘打ち ・ ()
(6.5.3)(2)	諸金物 形状、寸法及び材質 ・ 図示 (図面番号:)
(6.5.5)(1)	防腐、防蟻処理 適用部位 図示 (図面番号:) 保存処理性能区分 () 薬剤の塗布等の処理方法 () 附属書Aに基づく表面処理用木材保存剤 ・ 適用する (・ 薬剤の種類 () ・ 適用部位 ()) ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理 ()
(6.5.5)(2)	防虫処理 図示 (図面番号:)
5 軽量鉄骨天井地	野縁等の種類 ・ 屋内 ・ 19形 ・ () ・ 屋外 ・ 25形 ・ ()
(6.6.2)(表6.6.1)(6.6.3)	形式及び寸法 ・ 屋外 図示 (図面番号:) ・ 耐震天井 図示 (図面番号:) ・ ふところ $\geq 1.5m$ 改修標準仕様書(6.6.4)(8) 図示 (図面番号:)
(6.6.4)	既存埋込みインサート ・ 使用する ・ 使用しない (※使用する場合は、確認試験を行う) 既存埋込みインサート、あと施工アンカーの確認試験 ・ 行う (図示 (図面番号:)) ・ 行わない ・ 確認試験の箇所数 (箇所) ・ 確認強度 () 耐震性・耐風圧性を考慮した補強 ・ 図示 (図面番号:)
6 軽量鉄骨壁下地	スタッド、ランナー等の種類 ・ 図示 (図面番号:)
7 ビニル床シート、 ビニル床タイル 及びゴム床タイル張り	材料 ・ ビニル床シート【JIS A 5705 (ビニル系床材)】 種類の記号 色柄 厚さ 備考 FS 無地 2.0mm
(6.8.2)(1)	・ ビニル床タイル【JIS A 5705 (ビニル系床材)】 種類の記号 色柄 寸法 厚さ 備考 KT 2.0mm
(6.8.2)(3)(7)(4)	・ 帯電防止床シート又は床タイル 種類 性能 寸法 厚さ 備考
(6.8.2)(3)(9)	・ 視覚障害者用床タイル 種類 形状 備考 ビニル床タイル 300×300×7.0mm
(6.8.2)(3)(1)	・ 耐動荷重性床シート 種類 厚さ 備考
(6.8.2)(3)(4)(4)	・ 防滑性床シート又は床タイル 種類 寸法 厚さ 備考
(6.8.2)(5)	・ ゴム床タイル 種類 色柄 寸法 厚さ 備考
(6.8.3)(1)	工法 下地 ・ モルタル塗り ・ セルフレベリング材塗り ・ 木下地 ・ その他 ()

(6.8.3)(2)(9)	ビニル床シート張り 熱溶接工法 ・ 適用する ・ 適用しない
8 カーペット敷き	・ 織じゅうたん (6.9.3)(1)(表6.9.1)
(6.9.2)(2)(表6.9.2)	・ タフテッドカーペット パイルの形状 パイル長(mm) 帯電性 工法 品質の程度 ・ カットパイル ・ ソモ ・ カットパイル ・ 人体帯電圧 ・ ループパイル ・ 紡糸 ・ ループパイル 3KV以下 ・ C種 ・ () ・ カット、ループ併用 ・ () 品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様)
(6.9.2)(3)	・ ニードルパンチカーペット 厚さ(mm) 帯電性 備考 ・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ()
(6.9.2)(4)(表6.9.2)	・ タイルカーペット 種類 パイルの形状 寸法(mm) 総厚さ(mm) 品質の程度 ・ カットパイル ・ () ・ 500×500 ・ 6.5 ・ ループパイル ・ () ・ () ・ ()
(6.9.2)(5)	下敷き材 ・ 第2種第2号、厚さ8mm ・ () 見切り、押え金物 ・ 適用する(材質、種類及び形状 図示(図面番号:))
(6.9.3)(3)	織じゅうたんの接合方法 ・ ヒートボンド工法 ・ ()
(6.9.3)(5)	タイルカーペットの敷き方 平場 ・ 市松敷き ・ 模様流し ・ () 階段部分 ・ 市松敷き ・ 模様流し ・ ()
9 合成樹脂塗床	弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程 ・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類 ・ 薄膜流しのべ仕上げ(・ 平滑 ・ 防滑) ・ 厚膜流しのべ仕上げ(・ 平滑 ・ 防滑) ・ 樹脂モルタル仕上げ(・ 平滑 ・ 防滑) ・ 薄膜型塗床仕上げ(・ 平滑)
10 フローリング張り	・ 釘留め工法 材料 種類 樹種 ・ フローリングボード(根太張用) ・ () ・ 複合フローリング(根太張用) ・ A種 ・ B種 ・ C種 防湿処理 図示(図面番号:) ・ 接着工法 材種 樹種 厚さ 大きさ ・ フローリングボード(直張用) ・ フローリングブロック(直張用) ・ () ・ 複合フローリング(直張用) ・ () ・ A種 ・ B種 ・ C種 緩衝材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示(図面番号:)
(6.11.5)(表6.11.5)	・ 接着工法 材種 樹種 厚さ 大きさ ・ フローリングボード(直張用) ・ フローリングブロック(直張用) ・ () ・ 複合フローリング(直張用) ・ () ・ A種 ・ B種 ・ C種 緩衝材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示(図面番号:)
(6.11.6)(3)	塗装 ・ ウレタン樹脂ワックス塗り(1液形、B種) ・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り ・ 生地そのままワックス塗り ・ () 種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ D種の裏床 K T - (・ I ・ II ・ III ・ K ・ N)
11 畳敷き	種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ D種の裏床 K T - (・ I ・ II ・ III ・ K ・ N)
12 せっこうボード、 その他ボード及び合板張り	材種 種類 厚さ(mm) ・ せっこうボード 壁 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃) 天井 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃) ・ 化粧せっこうボード ・ トラバーチン模様 ・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃) ・ 木目模様 ・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃) ・ ロックウール化粧吸音板 ・ 普通 ・ 9() ・ () ・ 立体模様 ・ 9() ・ () ・ けい酸カルシウム板 ・ タイプII 0.8FK
(6.13.2)(8)	遮音シール材 ・ シーリング材 ・ ジョイントコンパウンド
(6.13.3)(5)(9)	合板類の張付け ・ A種 ・ B種
(6.13.3)(7)(7)(表6.13.5)	せっこうボードの目地工法 ・ 継目処理 ・ 突付け ・ 目透し
13 壁紙張り	施工箇所 種類 防火性能 ・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 不燃 ・ 準不燃

14 モルタル塗り	モルタル ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料 (6.15.3) 既製目地材 ・ 使用する(形状:) (6.15.5) 床の目地 ・ 図示(図面番号:) (6.15.6) 下地処理 ・ 壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mm超 図示(図面番号:)
15 タイル張り	伸縮調整目地 位置 図示(図面番号:) タイルの種類 施工箇所 工法 種類 形状寸法 耐滑り性 うわぐすり 燻物 標準・特注色の別 耐凍害性の有無
(6.16.3)(2)	試験張り ・ 行う ・ 行わない 見本焼き ・ 行う ・ 行わない 既調合モルタル ・ 使用できる ・ 使用できない
16 セルフレベリング材塗り	・ せっこう系 ・ セメント系 塗厚()mm
17 断熱材	断熱材打込み工法 種類 種別 厚さ(mm) 施工箇所 ・ ビーズ法ポリスチレンフォーム ・ 押出法ポリスチレンフォーム ・ A種硬質ウレタンフォーム ・ フェノールフォーム 断熱材現場発泡工法(吹付硬質ウレタンフォーム) 種類 厚さ(mm) 施工箇所 ・ A種1 ・ A種1H ・ () ・ () ・ 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフトレンドリ回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所
⑦ 塗装改修工事	① 材料 (7.1.3) ・ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・ 次の箇所を除き防火材料とする。(箇所:) ② 下地調整 (7.2.1~7.2.7)(表7.2.1)~(表7.2.7) 既存塗膜の除去範囲(塗り替えてR種の場合) ・ 図示(図面番号:) 種別 下地 種別 ひび割れ部の補修 ・ 木部 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 鉄鋼面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 亜鉛めっき鋼面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ モルタル、プaster面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う ・ コンクリート、ALCパネル面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う ・ コンクリート、押出成形セメント板面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う ・ せっこうボード、その他ボード面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ③ 錆止め塗料塗り (7.3.2) 鉄鋼面 () A種 ・ B種 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 (表7.3.1)~(表7.3.4) 錆止め塗料塗り種別 鉄鋼面 ・ A種 () B種 ・ C種 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 4 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) (7.4.2) 種類 下地 種別 ・ 木部 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 5 クリヤラッカー塗り(DL) (7.5.2)(表7.5.1) 種別 木部 ・ A種 ・ B種 6 アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD) (7.7.2)(表7.7.1) 種別 ・ A種 ・ B種 7 耐候性塗料塗り(DP) (7.8.2)~(7.8.4)(表7.8.1)~(表7.8.3) 上塗り等級 ・ 1級(フッ素系) ・ 2級(シリコン系) ・ 3級(ポリウレタン系) 下地 種別 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 コンクリート面及び押出成形セメント板面 ・ A-1種 ・ A-2種 ・ B-1種 ・ B-2種 ・ C-1種 ・ C-2種

香洲地域水防ステーション改修工事		縮尺
図面名称	建築改修工事特記仕様書(3)	原因: A2
津市建設部営繕課		No. A-03

8 つや有合成樹脂 エマルジョンペ イント塗り (EP-G) (7.9.2)~(7.9.5) (表7.9.1)~ (表7.9.4)	種別 下地 コンクリート、モルタル、 プaster、せつこうボード、 その他ボード面 木部(屋内) 鉄鋼面(屋内) 亜鉛めっき鋼面(屋内)	種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 しみ止め ()
		種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種
		種別 ・ A種 ・ B種
		種別 ・ A種 ・ B種
9 合成樹脂エマ ルジョンペイン ト塗り(EP) (7.10.2) (表7.10.1)	種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 しみ止め ()	
10 合成樹脂エマ ルジョン模様 塗料塗り (EP-T) (7.11.2) (表7.11.1)	種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種	
11 ウレタン樹脂 ワニス塗り (UC) (7.12.2) (表7.12.1)	種別 ・ A種 ・ B種	
12 オイルステ イン塗り(OS) (7.13.2) (表7.13.1)	塗料 ()	
13 木材保護塗料 塗り(WP) (7.14.2) (表7.14.1)	種別 ・ A種 ・ B種	
8 の 1 耐震改修工事 共通事項	1 (一般事項) 適用範囲 (8.1.1) (8.1.2)	工事内容 ・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・ 鉄骨プレースの設置工事 ・ 柱補強工事(溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法) ・ 柱補強工事(鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) ・ 柱補強工事(連続繊維補強工法) ・ 耐震スリット新設工事 ・ 免震改修・制振改修工事 工事種別 ・ 鉄筋工事 ・ あと施工アンカー工事 ・ コンクリート工事 ・ 鉄骨工事 ・ グラウト工事 ・ 連続繊維補強工事 ・ スリット新設工事 ・ 免震改修・制振改修工事 ・ 土工事及び地業工事
		2 既存部分の撤去等 (8.21.2) (8.22.2) (8.23.2) (8.24.4)

8 の 3 耐震改修工事 鉄筋工事	1 鉄筋 (8.2.1) (表8.2.1)	材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による 種別 径(mm) ・ SD295A ・ SD345 ・ SD390 ・ ()	
		2 溶接金網 (8.2.2)	網目の形状、寸法及び鉄線の径 網目の形状、寸法 鉄線の径(mm)
		3 加工 (8.3.2)	90°未満の折曲げの内法直径 図示(図面番号:)
		4 鉄筋の継手及び び定着 (8.3.4)	径 部位 重ね継手 ・ D16以下 ガス圧接 ・ D19以上 主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ・ 改修標準仕様書(8.3.4)(3)(7)による ・ 図示(図面番号:) 継手位置 ・ 各部配筋参考図による ・ 図示(図面番号:) 先組み工法等 ・ 柱・梁主筋の継手を同一箇所設ける 鉄筋の定着長さ ・ 改修標準仕様書(表8.3.4)による ・ (表8.3.4)のフックありの定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 図示(図面番号:) ・ 図示(図面番号:) 帯筋組立の形、継手及び定着 ・ 図示(図面番号:) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ () mm 各部配筋 ・ 図示(図面番号:) ガス圧接 (8.3.8) 圧接完了後の試験 超音波探傷試験 行う 行わない 割裂補強筋の適用 種類 材料 材種 径 本数・ピッチ 適用箇所 ・ スパイラル筋 ・ 鉄筋コンクリート用 ・ R235 ・ 6Φ スパイラルの径(mm) ・ 図示 (図面番号:) ・ () ・ () ・ 9Φ ・ () ・ () スパイラルのピッチ(mm) () 8 割裂補強筋 (8.21.6) (8.22.7) ・ はしご筋 ・ 鉄筋コンクリート用 ・ 棒鋼(異形鉄筋) ・ () ・ () ・ 10 ・ () 壁内方向筋 () 壁面外方向筋 () 9 鉄筋の機械式継 手及び溶接継手 (8.4.2) (8.4.3) ・ 機械式継手 種類 () 適用箇所 () 性能 () 鉄筋相互のあき () mm 施工完了後の継手部の試験 () 不合格となった継手部への措置等 () ・ 溶接継手 工法 () 適用箇所 () 性能 () 鉄筋相互のあき () mm 溶接完了後の溶接部の試験 () 不合格となった溶接部への措置等 ()
5 鉄筋のかぶり厚 さ及び間隔 (8.3.5) (表8.3.6)			
6 各部配筋 (8.3.8)			
7 ガス圧接 (8.3.8)			
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	1 (コンクリート工事一 般事項) 1 コンクリートの 種類及び強度 (8.1.3) (8.1.4) (8.9.1) (8.9.2) (表8.9.1)	コンクリートの種類 ・ I類 ・ II類 普通コンクリートの設計基準強度 設計基準強度F _c [N/mm ²] 適用範囲 気乾単位容積質量 スランプ ・ 21 ・ () ・ 2.3t/m ³ 程度 軽量コンクリートの設計基準強度 設計基準強度F _c [N/mm ²] 種類 適用箇所 気乾単位容積質量 スランプ ・ 36 ・ 1種 ・ 2種 ・ ()	
		2 構造体コンクリ ートの仕上げ (8.1.4) (表8.1.4) (表8.1.5)	合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 コンクリートの仕上げの平たんさ ・ a種 ・ b種 ・ c種
		3 コンクリートの 材料 (8.2.5) (表8.2.3)	セメントの種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントA種 ・ シリカセメントA種 ・ フライアッシュセメントA種 ・ () ・ 高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種 適用箇所 ()

4 混和材料 (8.2.5)	骨材 アルカリシリカ反応性による区分 ・ AL(コンクリート中のアルカリ総量を規制) ・ A(安全と認められる骨材を使用) なお、ALで規制できない場合は、Aとし、その試験は、施工手前、工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に信 頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取は、請負者立ち会いのもと、試験を行う者がコン工場のストックヤ ードから試料を採取して試験を行うこと。 ・ 特殊な骨材の使用 ・ フェロニッケル系スラグ骨材 ・ 鋼スラグ骨材 ・ 電気炉酸化スラグ骨材 ・ 再生骨材H(普通エコセメントを使用するコンクリートに限る)	
	5 調合管理強度 (8.2.5) (8.8.3) (8.10.2)	構造体強度補正值(S) ・ 3N/mm ² ・ 6N/mm ² ・ ()
	6 養生 (8.7.7)	・ 普通エコセメント使用の場合の湿潤養生期間 ()
	7 型枠 (8.2.7) (8.7.8)	材料 ・ 複合合板(厚さ・12mm・()) スリーブ ・ 材種() 規格() 型枠存置期間及び取外し ・ 普通エコセメント使用の場合の最小存置期間 ()
8 暑中コンクリ ート (8.10.2)	構造体強度補正值(S) ・ 6N/mm ² ・ ()	
9 無筋コンクリ ート (8.11.1)	コンクリートの種類 ・ 普通コンクリート 設計基準強度 ・ 18N/mm ² ・ () スランプ ・ 15cm ・ 18cm ・ ()	
10 コンクリートの 打込み工法等 (8.21.8) (8.23.5) (8.23.6)	現場打ち鉄筋コン クリート壁 の増設工事	部位別のコンクリートの打設工法の指定 補強工法 打設工法 部位 ・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(7)及び(2) ・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号:) ・ () ・ 圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(4)及び(3) ・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号:) ・ () ・ 工法指定なし ・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号:) ・ () ・ () ・ 図示(図面番号:) ・ () 鉄筋コンクリート柱の溶接金 網巻き工法及び溶接閉鎖フ ープ巻き工法 ・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(7)及び(2) ・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号:) ・ () ・ 圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(4)及び(3) ・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号:) ・ () ・ 工法指定なし ・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号:) ・ () ・ () ・ 図示(図面番号:) ・ ()
	11 増設工事後の 仕上げ (8.21.10) (8.23.7)	柱頭柱脚の隙間部間の型枠 ・ 発泡プラスチック保温材等を埋込む () 柱頭柱脚の隙間寸法 ・ 図示(図面番号:) 打ち込みコンクリート又はグラウト材の厚さ ・ 図示(図面番号:) ・ 60mm ・ () ・ 図示(図面番号:)

香良洲地域水防ステーション改修工事		縮尺	—
図面名称	建築改修工事特仕仕様書(4)	原因	A2
津市建設部営繕課		No.	A-O4

解体工事特記仕様書

I. 工事名	香良洲地域水防ステーション改修工事
II. 工事概要	
1 工事場所	津市 香良洲町 地内
2 工事内容	棟名称 香良洲地域水防ステーション 構造 2階建(1階鉄骨造、2階木造) 建築面積 72.56㎡ 延べ面積 122.16㎡ 工事項目 防水改修、外装改修、塗装改修、躯体改修、解体工事

- III. 解体工事仕様
- 1 共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、平成31年版）による。
- 2 特記仕様
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、○の付いたものを適用する。
3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は解共仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																		
① 一般 共通 事項	① 適用基準 ② 発生材の処理等 (1.3.10) (4.4.1) (5.4.1)	<p>本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準等を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（平成31年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（平成31年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（最新版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事標準詳細図」（平成28年版） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 その他関係法令 <p>・ 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等であって、その規模が、建設リサイクル法施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>分別解体等の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築設備・内装材等</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根ふき材</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>外装材・上部構造部分</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>引き渡しを要するもの ・ 無 ・ 金属類 ・ PCB含有物 ・ () 特別管理産業廃棄物 ・ 有() 処理方法 () 木材の縮減 ・ 実施する (最も近い再資源化施設までの距離が50kmを超える場合に限る) 再資源化し現場で利用する建設廃棄物 ・ () 再資源化を図るもの ○ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ○ 建設発生木材 ・ 金属類 ・ 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 ・ 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 ・ 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ ガラス</p>	工程	作業の有無	分別解体等の方法	建築設備・内装材等	○ 有 ・ 無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用	屋根ふき材	○ 有 ・ 無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用	外装材・上部構造部分	○ 有 ・ 無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	その他 ()	・ 有 ・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
工程	作業の有無	分別解体等の方法																		
建築設備・内装材等	○ 有 ・ 無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用																		
屋根ふき材	○ 有 ・ 無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用																		
外装材・上部構造部分	○ 有 ・ 無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用																		
基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																		
その他 ()	・ 有 ・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																		

③ 建設副産物情報交換システムの利用	<p>引渡しを要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。</p> <p>受注者は、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へのデータ入力、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。</p>															
④ 三重県 産業廃棄物税	<p>本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して、当該工事の発注者に対して、支払請求を行うことができる。</p> <p>なお、この期間を超えて請求することはできない。</p> <p>また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。</p>															
⑤ 工事実績情報の登録 (1.1.4)	<p>○ 適用する（請負金額が500万円以上の場合） 受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督員に提出すること。</p>															
6 電気保安技術者 (1.3.3)	<p>・ 配置する</p>															
7 技能士 (1.5.2)	<p>職種別に可能なものについては積極的に活用すること</p>															
⑧ 疑義	<p>設計図書に明記のない場合、または、疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示を受けてから施工すること。</p>															
9 施工条件 (1.3.5)	<p>・ 監督員と協議し決定する。</p> <table border="0"> <tr> <td>施工可能日</td> <td>・ 指定なし</td> <td>・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり</td> </tr> <tr> <td>施工可能時間帯</td> <td>・ 指定なし</td> <td>・ 時 ～ 時</td> </tr> <tr> <td>部位別の施工順序</td> <td>・ 指定なし</td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td>工事車両の駐車場</td> <td>・ 指定なし</td> <td>・ 図示（図面番号：)</td> </tr> <tr> <td>資機材置場</td> <td>・ 指定なし</td> <td>・ 図示（図面番号：)</td> </tr> </table>	施工可能日	・ 指定なし	・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり	施工可能時間帯	・ 指定なし	・ 時 ～ 時	部位別の施工順序	・ 指定なし	・ ()	工事車両の駐車場	・ 指定なし	・ 図示（図面番号：)	資機材置場	・ 指定なし	・ 図示（図面番号：)
施工可能日	・ 指定なし	・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり														
施工可能時間帯	・ 指定なし	・ 時 ～ 時														
部位別の施工順序	・ 指定なし	・ ()														
工事車両の駐車場	・ 指定なし	・ 図示（図面番号：)														
資機材置場	・ 指定なし	・ 図示（図面番号：)														
⑩ 官公庁手続	<p>工事に必要な手続きは受注者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は受注者負担とする。</p>															
⑪ 騒音・振動の防止	<p>重機は「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械の使用に努めること。</p>															
⑫ 危険災害の防止	<p>1) 工事期間中、現場内入場者、近隣居住者および周辺建物に危害を与えぬよう注意すること。万一、紛争が生じた場合は、受注者が誠意をもって解決すること。 なお、近隣等との折衝は、あらかじめその概要を監督員に報告し、その経過については記録し、遅滞なく監督員に報告する。</p> <p>2) 重機搬出入時、発生材搬出時、仮設材搬出入時には、交通整理のための誘導員を配置すること。</p>															
⑬ 工事進入路	<p>重機搬出入、産業廃棄物搬出経路については事前に施工計画書を提出し、監督員の承認を得ること。また、工事現場から搬出する土砂により工事用進入路を汚した場合は、速やかに清掃を行うこと。</p>															
⑭ 工事写真	<p>1) 着工前：解体建物・敷地周辺・付近道路・工作物の撮影を行うこと。 2) 工事中：営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版））に従い撮影するほか、監督員との協議による。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。</p>															
⑮ 完成写真	<p>デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 (A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部 写真は着工前・施工中・完成を同一場所から黒板なしで撮影すること。</p>															
⑯ 事故の発生時	<p>工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により、工事故報告書を監督員が指示する期日までに、提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p>															

⑰ 提出書類	<p>施工計画書、仮設計画書、工事写真、工事日報、その他市監督員の指示するものとする。</p>
⑱ 産業廃棄物	<p>施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他監督員の指示するものを添付すること。</p>
⑲ 不正軽油の使用の禁止	<p>1) 一般事項 市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。</p> <p>2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は、下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。</p>
20 地下残存物の確認	<p>中間検査又は完成検査において、地下残存物の確認を受けること。 確認時期は、監督員と協議し決定する。</p>
⑳ その他	<ul style="list-style-type: none"> 作業着手までの期間に調査及び、施工計画書を作成し、市監督員の承諾を得ること。 作業着手までの調査は、事前に施設管理者及び、市監督員と協議するものとする。 作業・通行等は施設利用者等の安全確保に十分配慮すること。 安全対策のため、作業終了時及び休工時は出入口を施錠すること。 作業着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと写真等に記録しておくこと。 工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原形復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。 設計書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるもの、並びに、取合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 工事用車両及び工事関係車両は、周辺道路、仮囲い内以外の駐車場に駐車しないこと。 緊急且つ必要な場合において、市監督員以外（施設管理者等）が直接受注者に指示することがある。その場合は当該指示に従うこと。 廃材、残土等の搬出にあたっては、周辺道路を汚さないこととし、当然のことながら無理な積込みは行わないこと。 工事車両等の出庫時は、タイヤ清掃等を行うなど、工事敷地からの土砂の流出抑制に心掛けること。 喫煙は限られた場所のみとし、現場内は禁煙とする。 建物付属物については特記なき限り記載の有無に関わらず全て撤去処分とする。 特記なき植栽は、全て伐採・伐根とし、業者処分とする。 備品・生活用品等については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。 埋設配管については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。 建設機械及び重機を設置・使用する際は、予め地盤や地耐力の確認を行うこと。支持地盤が不安定なことが確認された場合は鉄板敷きなどの必要な措置を行い安全に配慮して作業を行うこと。 足場は、倒壊がないように堅固に組み立てること。 台風等により強風が考えられる場合は、足場のシート撤去や部分補強をあらかじめ行うこと。 当該工事において、2階木造部分及び改修工事に付随する部分を解体するため、残置する建物に影響がおよばないよう、施工に留意すること。

香良洲地域水防ステーション改修工事		縮尺	—
図面名称	解体工事特記仕様書（1）	原因	A 2
津市建設部営繕課		No.	A-05

章	項目	特記事項
仮設工事	① 仮設トイレ	構内既存の施設 ・ 利用できる ○ 利用できない
	② 仮囲い	位置 ○ 図示 (図面番号: A-07) ・ その他 () 仕様 ○ 図示 (図面番号: A-07) ・ 成形鋼板H=3000 ・ 成形鋼板H=2000 ○ その他 (ガ-ド'フェンス)
	3 監督員事務所 (2.3.1)	・ 設置する。 監督員事務所の規模 (単位: m ²) 適用 規模 10程度 20程度 35程度 65程度 100程度 監督職員事務所の仕上げ 部位等 仕 上 げ 床 合板張り又はビニール床シート張り 内壁・天井 合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り 屋根 溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り 備品等の設置 種類 机・いす 書棚 黒板・白板 掛時計 温度計 数量 組 台 個 個 個 種類 長靴 雨合羽 保護帽 懐中電灯 衣類ロッカー 数量 足 着 個 個 台 種類 消火器 掃除具 受注者加入電話・FAX インターネット 冷暖房機器 数量 個 個 台 台 台
	④ 工事用水	構内既存の施設 ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) ○ 利用できない 取出位置 ・ 図示 (図面番号:)
	⑤ 工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) ○ 利用できない 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から、工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。
	⑥ 騒音・粉じん等の対策 (2.2.1)	○ 設ける ・ 防音パネル ○ 防音シート ・ 養生シート ・ 設けない
	⑦ 仮設鉄板敷	○ 工事用進入路の養生として、鉄板 (t=22) を敷き、養生を行うこと。 ・ 砂充填 ()
	8 山留めの撤去 (2.4.3)	鋼矢板等の抜き後の処理 位置 ・ 図示 (図面番号:)
	⑨ 散水養生	解体作業時には粉塵等の飛散を防ぐため、散水養生を行うこと。
	⑩ 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン (厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
解体施工	⑪ 損傷を与えた場合の対応	解体工事により解体建築物以外の建築物や舗装、樹等に損傷を与えた場合には、監督員に報告するとともに、受注者の責任において原状復旧を行うこと。
	1 浄化槽、排水槽等 (3.2.1)	汚水、汚物の回収、洗浄、消毒等 ・ 行う ・ 行わない
	2 オイルタンク、サービスタンク配管内等 (3.2.1)	廃油の回収、洗浄等 ・ 行う ・ 行わない
	3 杭の撤去 (3.9.2)	杭の撤去 ・ 行う ・ 行わない

	解体方法 ・ 引抜き工法 (・ 振動 ・ ケーシング ・ ()) ・ 破碎 ・ 図示 (図面番号:) 引き抜いた杭の処理 ・ 図示 (図面番号:)	
④ 樹木等 (3.11.1)	樹木の伐採根及び移植 ○ 行う 図示 (図面番号: A-07) ・ 行わない	
5 地下埋設物及び埋設配管 (3.12.1)	地下埋設物及び埋設配管の解体 ・ 行う 図示 (図面番号:) ・ 行わない	
6 解体撤去後の整地 (3.13.1)	・ 砕石 (C-40)にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ・ 再生クラッシュラン (RC-40)にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ・ 山砂にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。	
建設廃棄物の処理	④ 1 産業廃棄物広域認定制度 (4.4.2)	特例による広域処理 ・ 図示 (図面番号:)
	2 最終処分 (4.4.3)	最終処分する廃棄物 () 最終処分場 ()
	3 処理に注意を要する建設廃棄物 (4.5.1)	建設廃棄物の種類 処理方法 ・ CCA処理木材 ・ (1)アスベスト含有石膏ボード ・ (2)ひ素、カドミウム含有石膏ボード ・ (1)(2)以外の石膏ボード ・ 埋立処分 ・ 再資源化
④ 水銀使用製品産業廃棄物	○ 蛍光灯ランプ ・ HIDランプ ・ () 「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき適切に処理すること。	
5 水銀含有ばいじん等	・ 燃え殻 ・ 銻さい ・ ばいじん ・ 汚泥 ・ 廃酸 ・ 廃アルカリ 「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき適切に処理すること。	
特別管理産業廃棄物の処理	1 施工計画調査 (5.1.2)	・ 特別管理産業廃棄物の分析調査 調査範囲 図示 (図面番号:)
	2 PCBを含む機器類 (5.4.1)	・ 微量PCB、PCB含有シーリング材の分析調査 調査範囲 図示 (図面番号:)
	3 廃油、廃酸、廃アルカリの処理の有無 (5.4.1)	・ 廃油 適用箇所 図示 (図面番号:) ・ 廃酸 適用箇所 図示 (図面番号:) ・ 廃アルカリ 適用箇所 図示 (図面番号:)
	4 ダイオキシン類 (5.4.1)	・ サンプリング調査 調査範囲 図示 (図面番号:) 解体方法及び処分方法 ・ () ・ 図示 (図面番号:)
	5 水銀を含む特別管理産業廃棄物	・ 銻さい ・ ばいじん ・ 汚泥 ・ 廃酸 ・ 廃アルカリ 「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき適切に処理すること。
	6 廃水銀等	・ 廃水銀 (特定施設において生じたもの) ・ 廃水銀化合物 ・ 廃水銀 (水銀使用製品が産業廃棄物となったもの等から回収したもの) 「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき適切に処理すること。
石綿含有建材の	6 1 施工調査 (6.1.3)	石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、石綿含有建材の使用について、目視、設計図書及び貸与資料等により書面調査及び現地調査し、監督職員に報告すること。 調査範囲 (・ 設計図書すべて ・ 図示) 貸与資料 (・ 石綿有無の調査報告書 ・) 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクリライト、アモライト、アソライト、クリソライト、クロソライト、トモライト

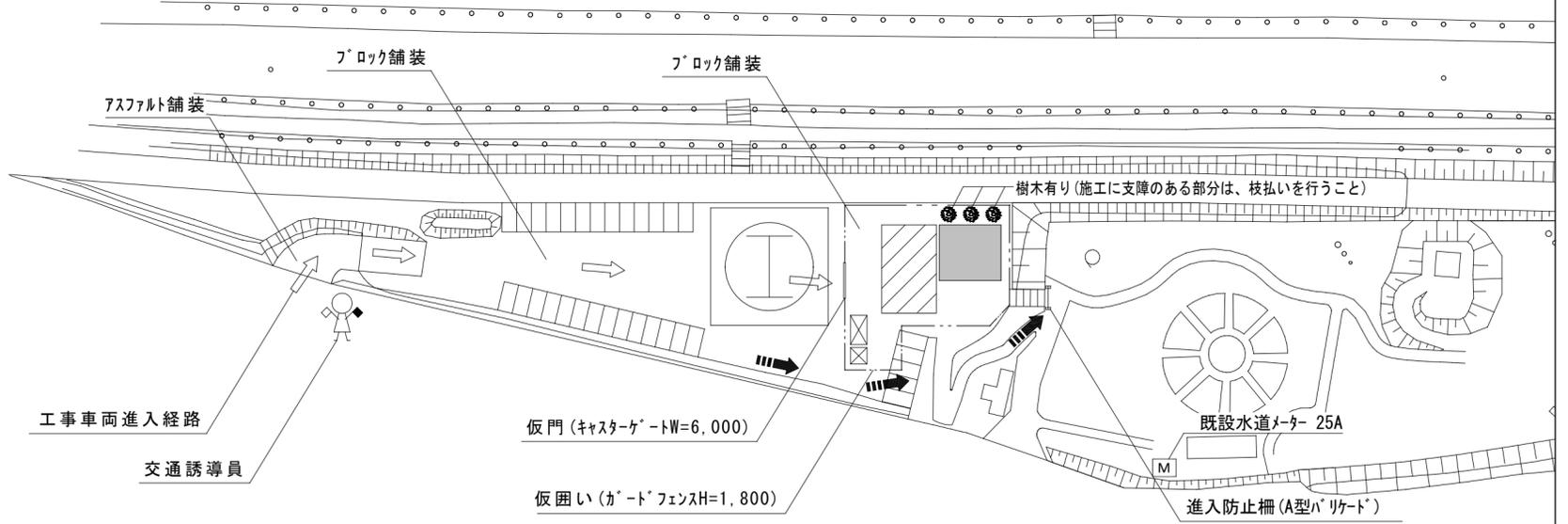
除去及び処理	2 石綿粉じん濃度測定 (6.1.4)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>定性分析 ・ JIS A 1481-1 ・ JIS A 1481-2</th> <th>定量分析 ・ JIS A 1481-3 ・ JIS A 1481-4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> </tbody> </table> <p>採取箇所 ・ 図示 (図面番号) サンプル数 1箇所あたり3サンプル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>測定 1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定 2</td> <td></td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定 3</td> <td></td> <td>処理作業室内</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定 4</td> <td>処理作業中</td> <td>負圧・除じん装置の排気吹出し口</td> <td>出口吹出し風速1m/s以下の位置 計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定 5</td> <td></td> <td>処理作業室外 (敷地境界)</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定 6</td> <td>処理作業後 (7-1養生中)</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定 7</td> <td>処理作業後 (7-1撤去後)</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定 8</td> <td>1週間以降</td> <td>調査対象室外部の付近 処理作業室外 (敷地境界)</td> <td>計 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定 3</th> <th>測定 1, 2, 4, 6, 7, 8</th> <th>測定 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メンブレンフィルタ直径 (mm)</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量 (L/min)</td> <td>・ 1 ・ ()</td> <td>・ 5 ・ ()</td> <td>・ 10 ・ ()</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間 (min)</td> <td>・ 5 ・ ()</td> <td>・ 120 ・ ()</td> <td>・ 240 ・ ()</td> </tr> </tbody> </table>	材 料 名	定性分析 ・ JIS A 1481-1 ・ JIS A 1481-2	定量分析 ・ JIS A 1481-3 ・ JIS A 1481-4		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()	適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数	・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	計 点	・	測定 2		調査対象室外部の付近	計 点	・	測定 3		処理作業室内	計 点	・	測定 4	処理作業中	負圧・除じん装置の排気吹出し口	出口吹出し風速1m/s以下の位置 計 点	・	測定 5		処理作業室外 (敷地境界)	計 点	・	測定 6	処理作業後 (7-1養生中)	処理作業室内	計 点	・	測定 7	処理作業後 (7-1撤去後)	処理作業室内	計 点	・	測定 8	1週間以降	調査対象室外部の付近 処理作業室外 (敷地境界)	計 点		測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5	メンブレンフィルタ直径 (mm)	25	25	47	試料の吸引流量 (L/min)	・ 1 ・ ()	・ 5 ・ ()	・ 10 ・ ()	試料の吸引時間 (min)	・ 5 ・ ()	・ 120 ・ ()	・ 240 ・ ()	3 石綿含有吹付け材の除去・処分 (6.3.2)	除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号:) 除去工法 ・ 共通仕様書 [6.3.2] ・ 図示 (図面番号:) 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ・ 固形化 ・ 湿潤化
		材 料 名	定性分析 ・ JIS A 1481-1 ・ JIS A 1481-2	定量分析 ・ JIS A 1481-3 ・ JIS A 1481-4																																																																												
			・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()																																																																												
			・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()																																																																												
			・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()																																																																												
			・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()																																																																												
適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数																																																																												
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	計 点																																																																												
・	測定 2		調査対象室外部の付近	計 点																																																																												
・	測定 3		処理作業室内	計 点																																																																												
・	測定 4	処理作業中	負圧・除じん装置の排気吹出し口	出口吹出し風速1m/s以下の位置 計 点																																																																												
・	測定 5		処理作業室外 (敷地境界)	計 点																																																																												
・	測定 6	処理作業後 (7-1養生中)	処理作業室内	計 点																																																																												
・	測定 7	処理作業後 (7-1撤去後)	処理作業室内	計 点																																																																												
・	測定 8	1週間以降	調査対象室外部の付近 処理作業室外 (敷地境界)	計 点																																																																												
	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5																																																																													
メンブレンフィルタ直径 (mm)	25	25	47																																																																													
試料の吸引流量 (L/min)	・ 1 ・ ()	・ 5 ・ ()	・ 10 ・ ()																																																																													
試料の吸引時間 (min)	・ 5 ・ ()	・ 120 ・ ()	・ 240 ・ ()																																																																													
	6.3.3	除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融又は無害化処理)																																																																														
	6.4.4	4 石綿含有保温材等 (6.4.4)	除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号:) 除去した石綿含有保温材等の処分 ・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融又は無害化処理)																																																																													
	6.5.4	5 石綿含有成形板 (6.5.4)	除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号:) 処分方法 (石綿含有せっこうボードを除く) ・ 埋立処分 (安定型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融又は無害化処理)																																																																													
		6 石綿含有仕上塗材	除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号:) 除去工法 ・ 図示 (図面番号:) 除去した石綿含有仕上塗材等の処分 ・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融又は無害化処理) ※「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」(平成29年5月30日付け 環水大大発第1705301号)及び「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」(平成28年4月28日 国立研究開発法人建築研究所)に基づき適切に処理すること。																																																																													
特殊な建設副産物の処理	7 1 施工計画調査 (7.1.3)	分析調査 ・ 行う 調査範囲 図示 (図面番号:) ・ 行わない																																																																														
	2 特殊な建設副産物の種類等 (7.3.1)	特殊な建設副産物の種類等 種類 適用箇所 回収及び処分 ・ フロン () ・ ハロン () () () ()																																																																														
	3 フロン類の回収 (2.4.3)	冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・ フロン回収行程管理票 ・ 特定家庭用機器廃棄物管理票 (家電リサイクル券) 撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業 (ポンプダウン) を行うこと。 パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても上記に準じて、冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講ずること。																																																																														
	4 フロン回収	当該工事を施工するに当たって施工時にフロン類の回収作業を行う場合はフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成27年4月1日施行)等の関係法令を遵守し、第1種フロン類充填回収登録業者が行うこと。																																																																														

香良洲地域水防ステーション改修工事		縮尺	—
図面名称	解体工事特記仕様書 (2)	原図	A 2
津 市 建 設 部 営 繕 課		No.	A-06



附近見取図

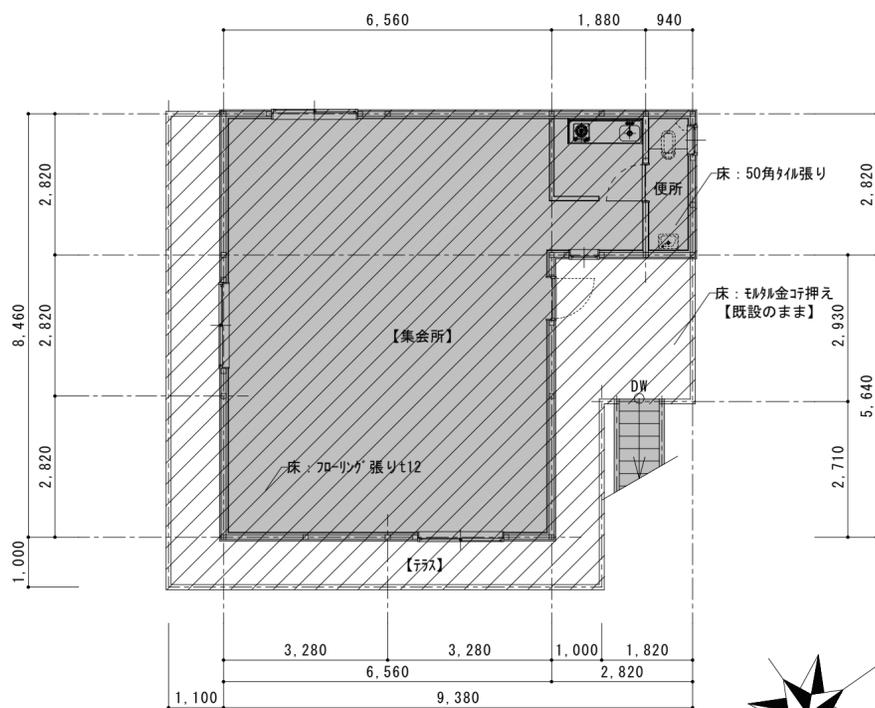
工事場所



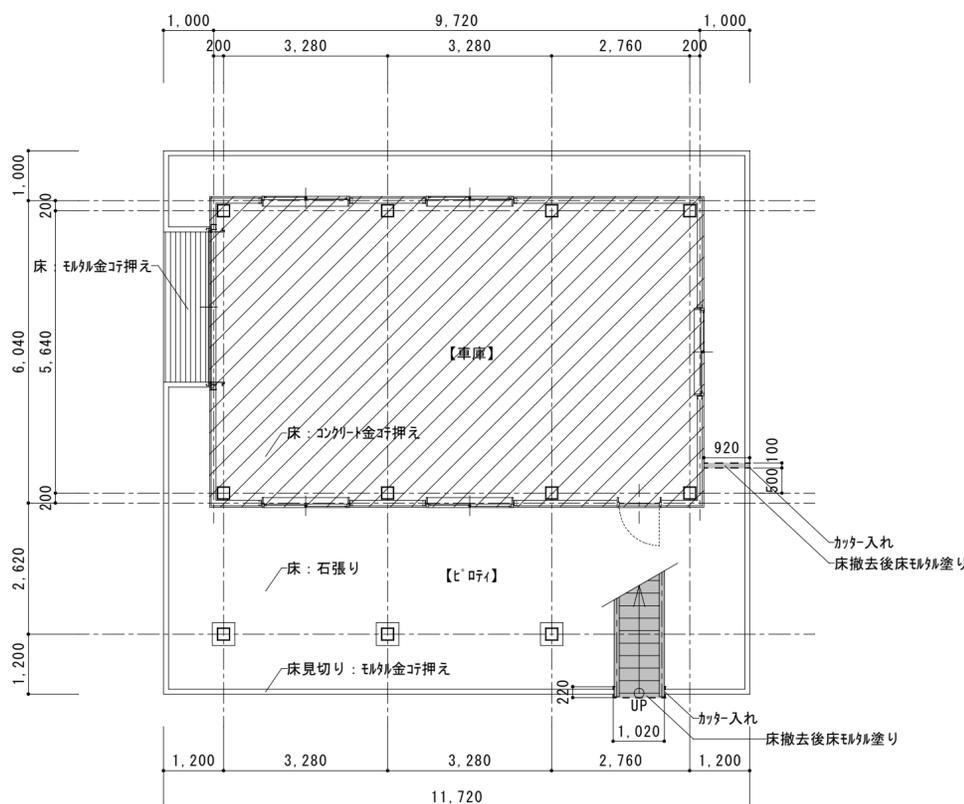
配置図兼仮設計画図 S=1/800

■ 凡例	
	解体、改修範囲
	交通誘導員 (大型車両進入時)
	ガードフェンス H1800
	キャストゲート W6000 H1800
	A型バリケード
	敷鉄板 t22
	工事車両進入路
	公園利用者進入経路
	仮設便所
	現場事務所

香良洲地域水防ステーション改修工事		縮尺 1/800
図面名称	附近見取図、配置図兼仮設計画図	原図: A2
津市建設部 営繕課		No. A-07

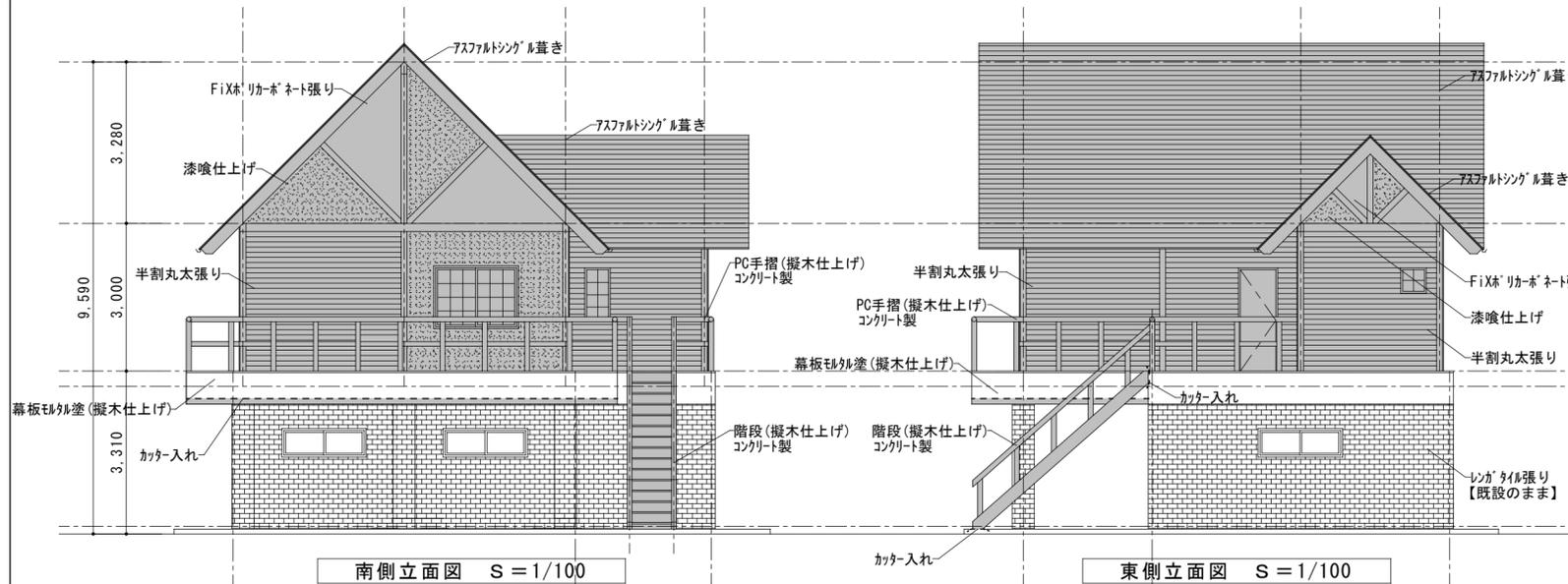


2階平面図 S=1/100



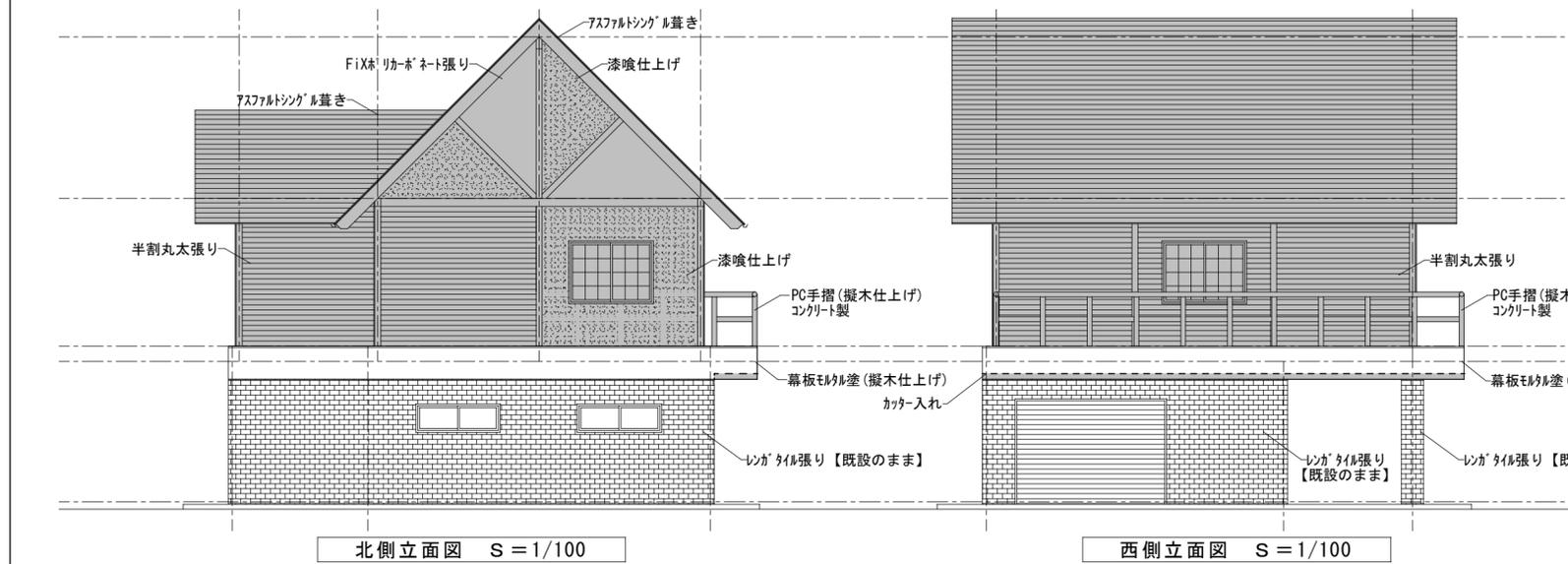
1階平面図 S=1/100

: 解体範囲を示す。(参考図)
 : 改修範囲を示す。



南側立面図 S=1/100

東側立面図 S=1/100



北側立面図 S=1/100

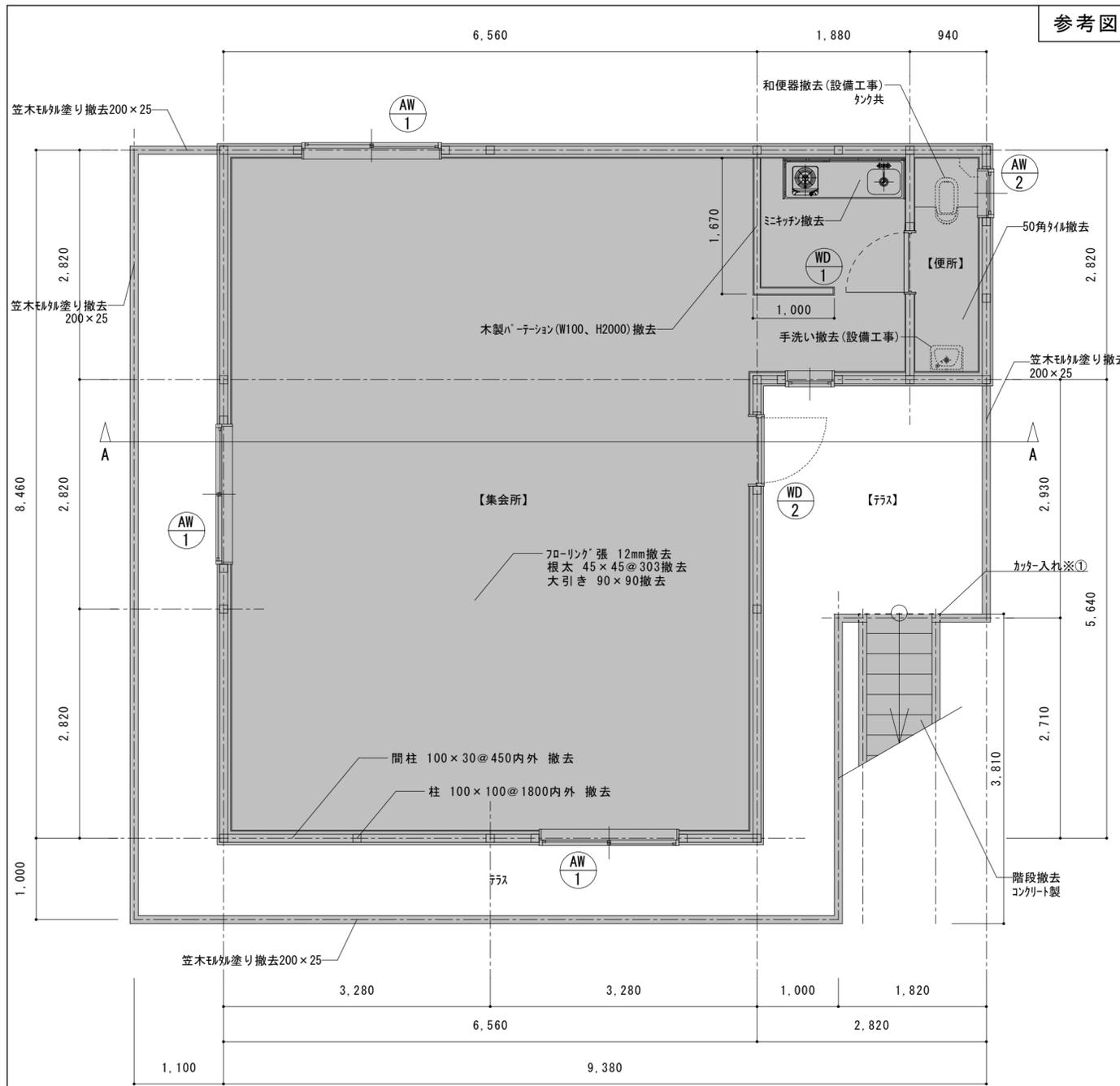
西側立面図 S=1/100

: 解体範囲を示す。(参考図)

内部仕上表

室名	床	腰壁	壁	天井	軒天	備考
車庫 (CH2, 850)	コンクリート金ゴ押し	ケイカル板 EP塗り	ケイカル板 EP塗り	岩綿吹き付け	ケイカル板 EP塗り	
集会所 (CH6, 280~3, 000)	フローリング張りt=12	プリント化粧合板張りt=12	プリント化粧合板張りt=12	化粧野地板t12		ミニキッチン
便所 (CH3, 000)	モルタル下地タイル張りt40	モルタル下地100角タイル張りt40	プリント化粧合板張りt=12	化粧野地板t12		和便器、手洗い

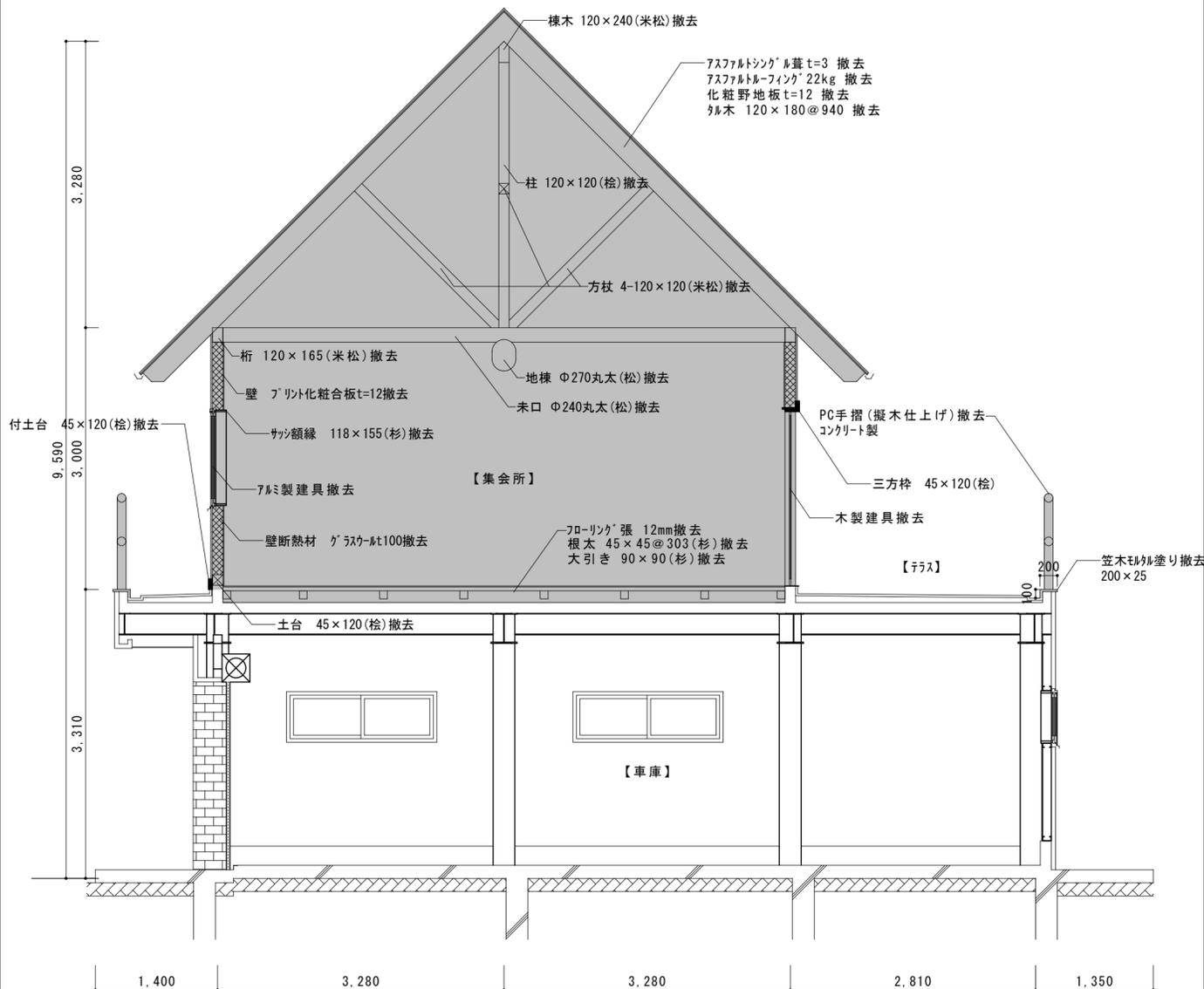
香良洲地域水防ステーション改修工事		縮尺 1/100
図面名称	平面図(改修前)、立面図(改修前)、仕上表	原図: A2
津市建設部営繕課		No. A-08



2階平面詳細図 S=1/50

■ : 解体範囲を示す。
 ※① 階段撤去後、外壁モルタル塗りEP塗装仕上げ
 建具表(参考図)

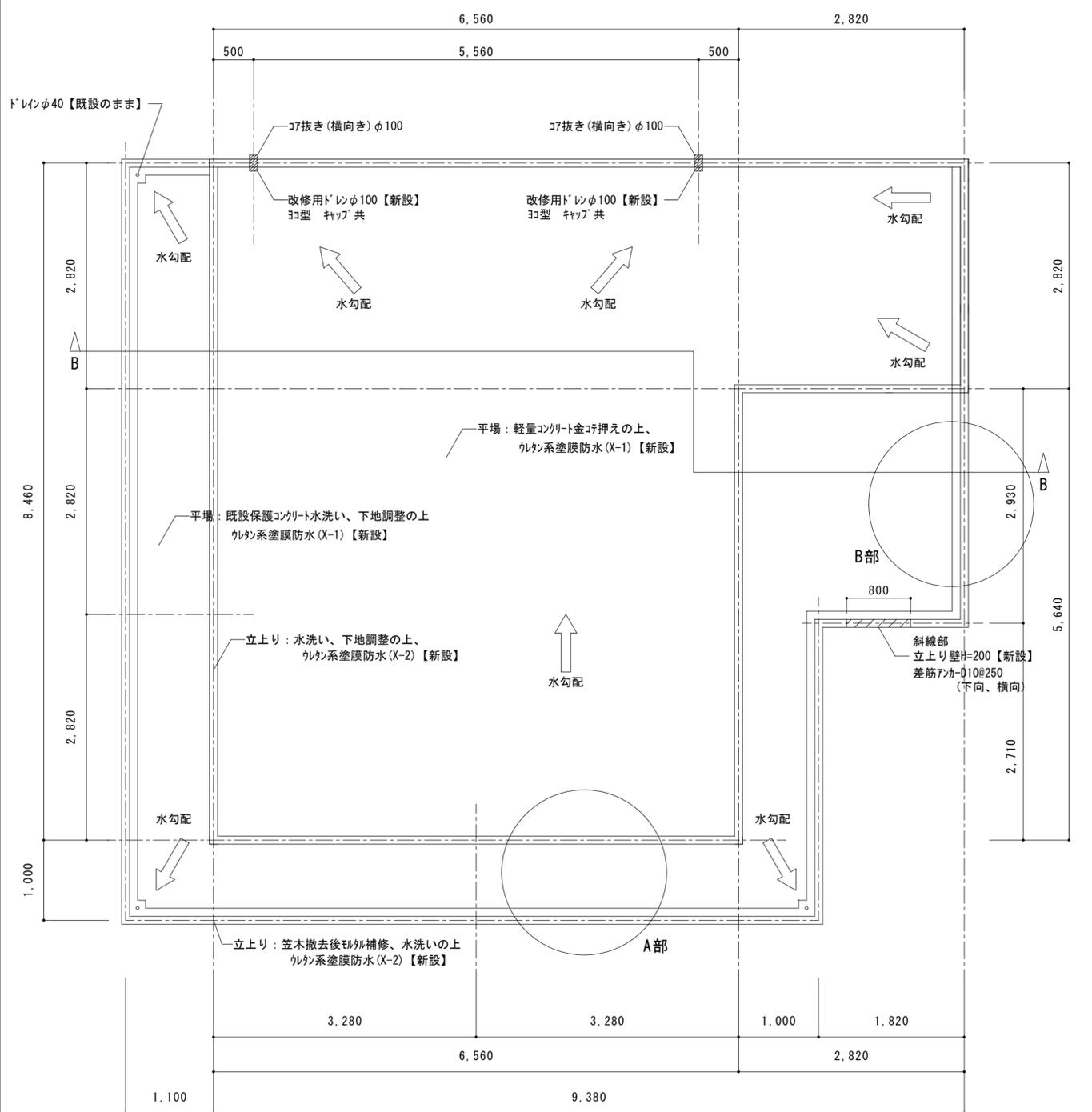
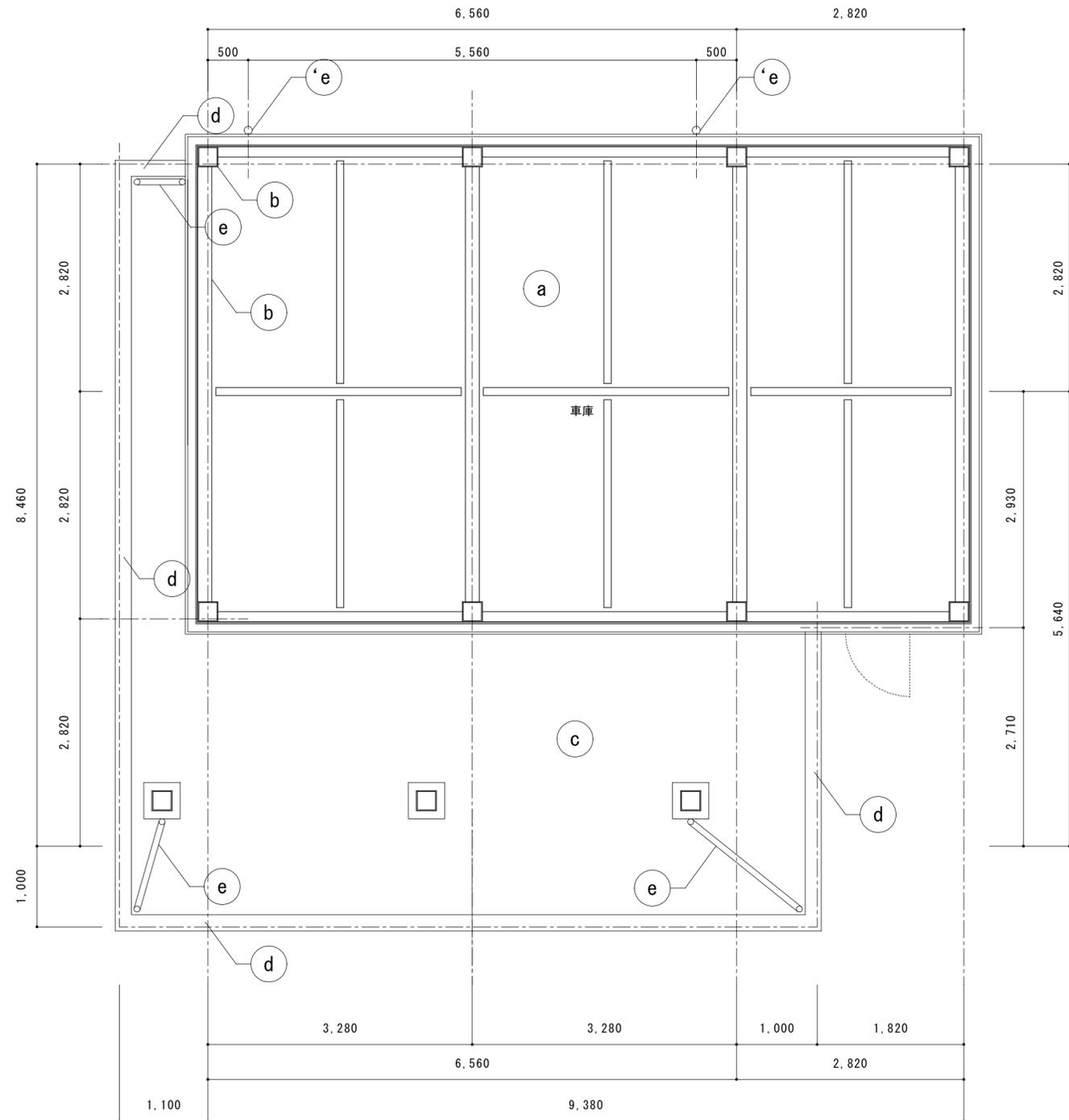
符号・場所	AW1	集会所	AW2	便所	WD1	便所	WD2	集会所
種別・数量	引違い戸	3	引出し窓	1	片開きワラコ戸	1	片開きワラコ戸	1
形状								
材質・見込	7#製	70	7#製	70	ワラコ戸	36	ワラコ戸	36
仕上	7#付処理		7#付処理		シロコキ t=4 (T-1) OP		シロコキ t=4 (T-1) OP	
硝子	型ガラス 4mm		型ガラス 4mm		-		-	
付属金物	クレセント、フック、ビス、水切、網戸		クレセント、フック、ビス、水切、木製格子		丁番、シロコキ、錠、ドアカギ等		丁番、シロコキ、錠、ドアカギ等	
備考								



A-A 断面図 S=1/50

■ : 解体範囲を示す。

香良洲地域水防ステーション改修工事		縮尺	1/50
図面名称	【解体】2階平面詳細図、断面図、建具表	原因	A2
津市建設部営繕課		No.	A-09



凡例

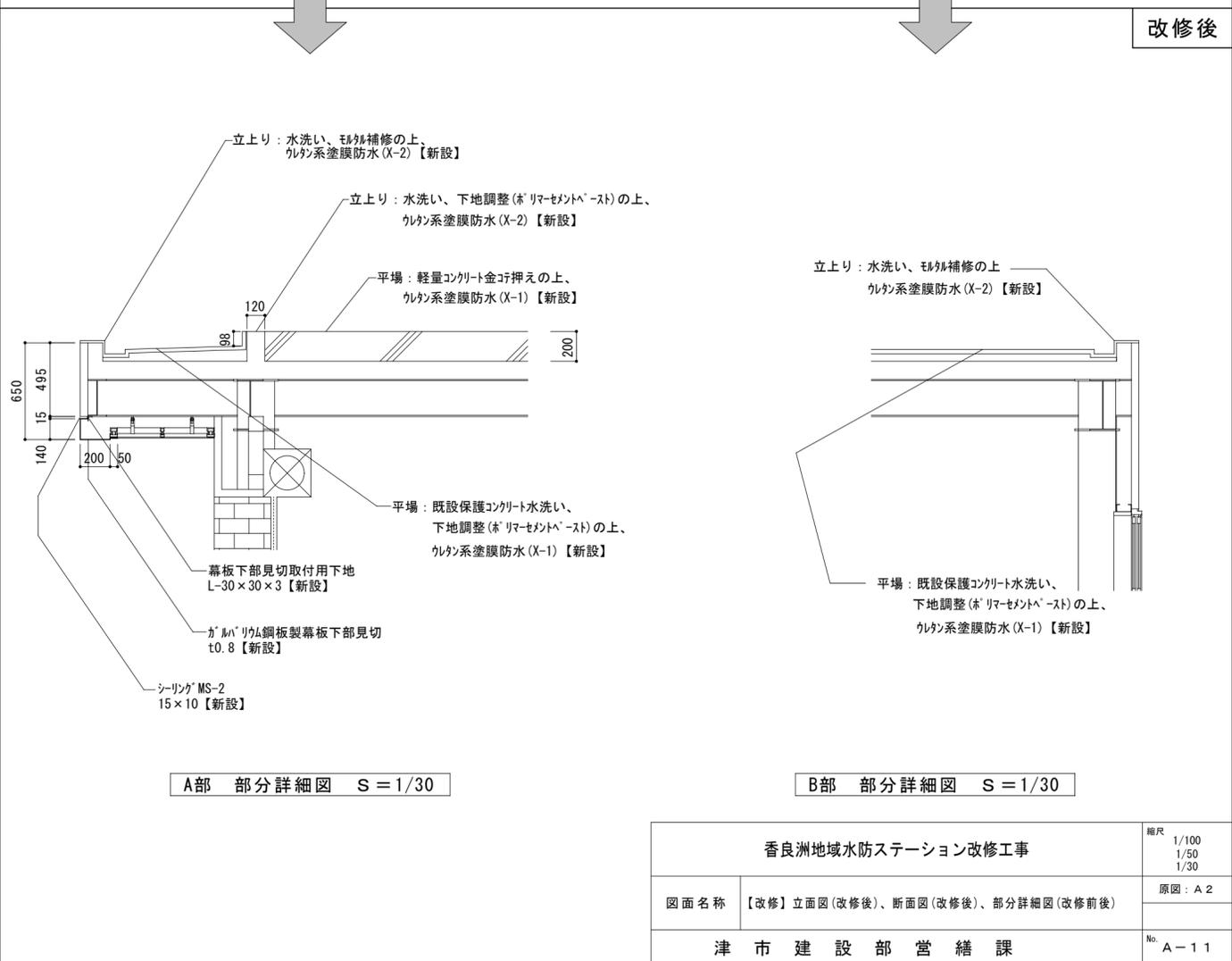
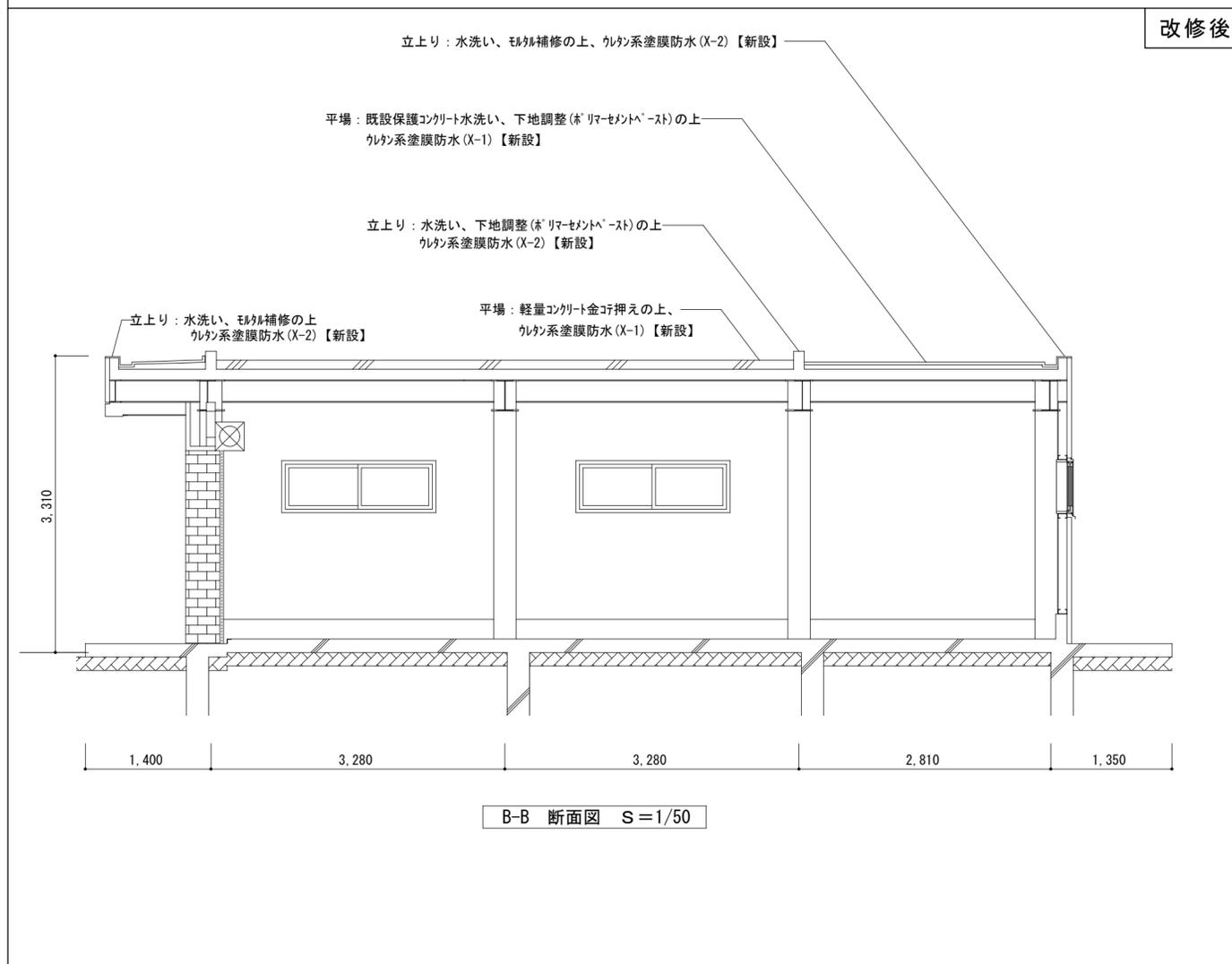
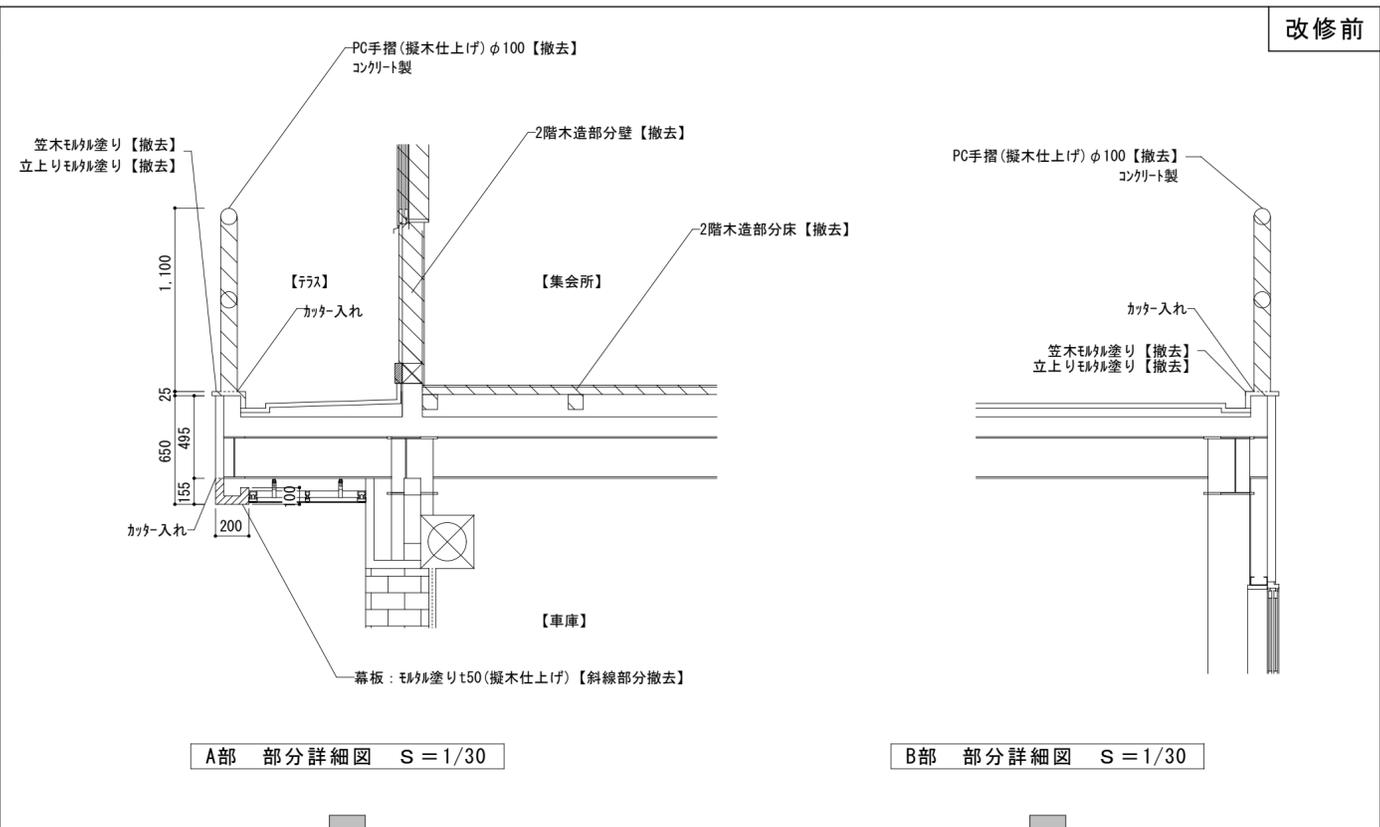
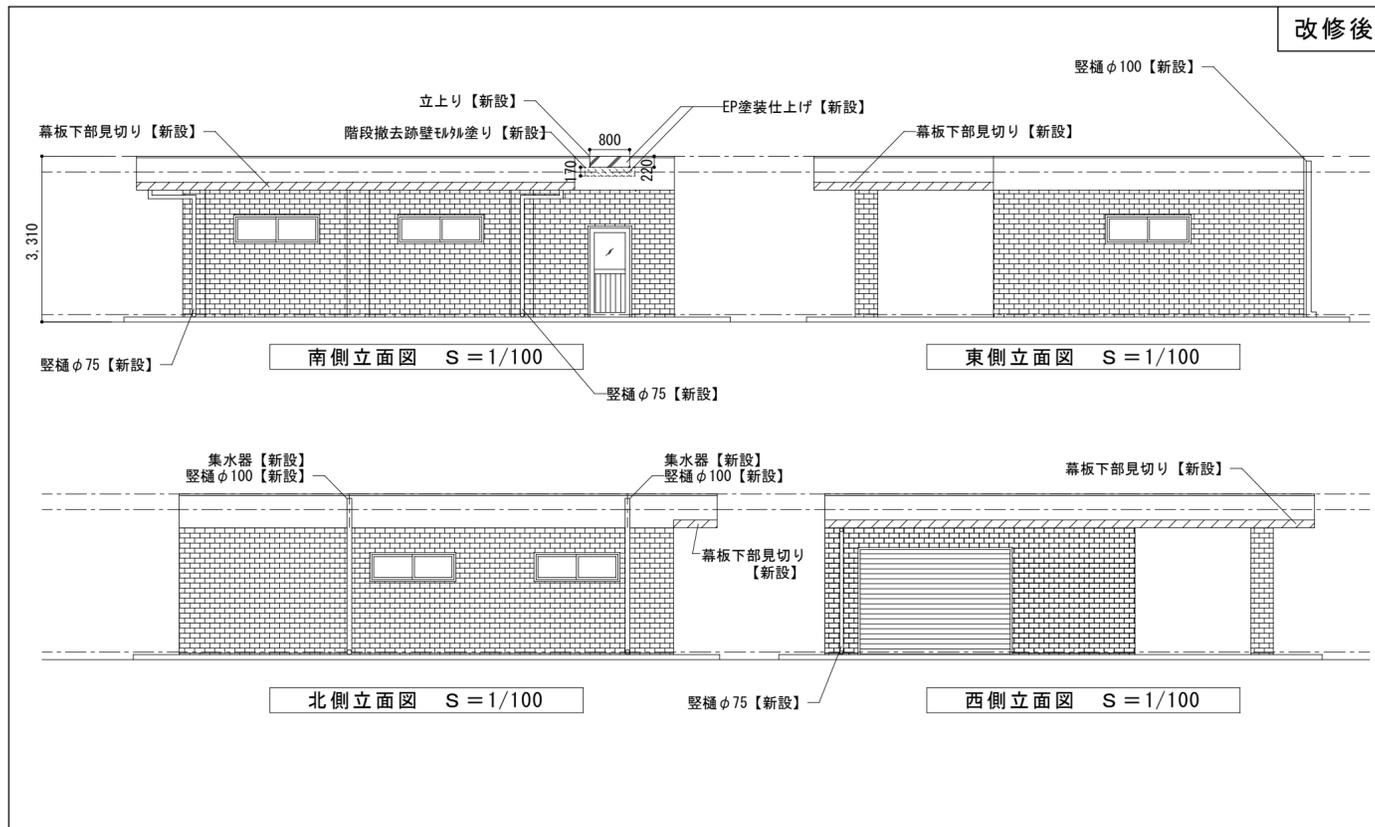
記号	天井仕上
a	岩綿吹付コシ押えt=30【既設のまま】
b	鉄骨柱、梁 DP塗り【既設のまま】
c	珪加板(目スリ)t=6 EP塗り【既設のまま】
d	幕板モルタル塗(擬木仕上げ)【撤去】 ガラス繊維製幕板下部見切りt=0.8【新設】
e	縦樋: 硬質ポリ塩化ビニル管といφ75(かへ) 'eのみφ100(かへ)、 SUS製掴み金物@1000内外【新設】

1階天井伏図 S=1/100

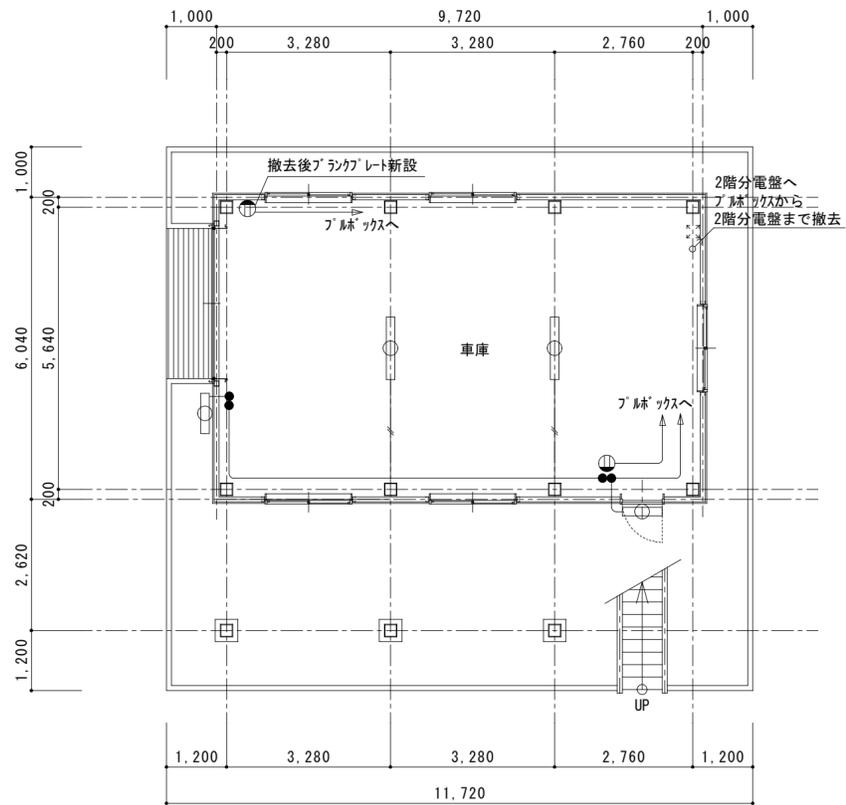
2階平面詳細図 (改修後) S=1/100

※軽量コンクリート F018 SL18、溶接金網敷(φ6 150×150)
※脱気筒の位置については、市監督員と協議の上決定すること

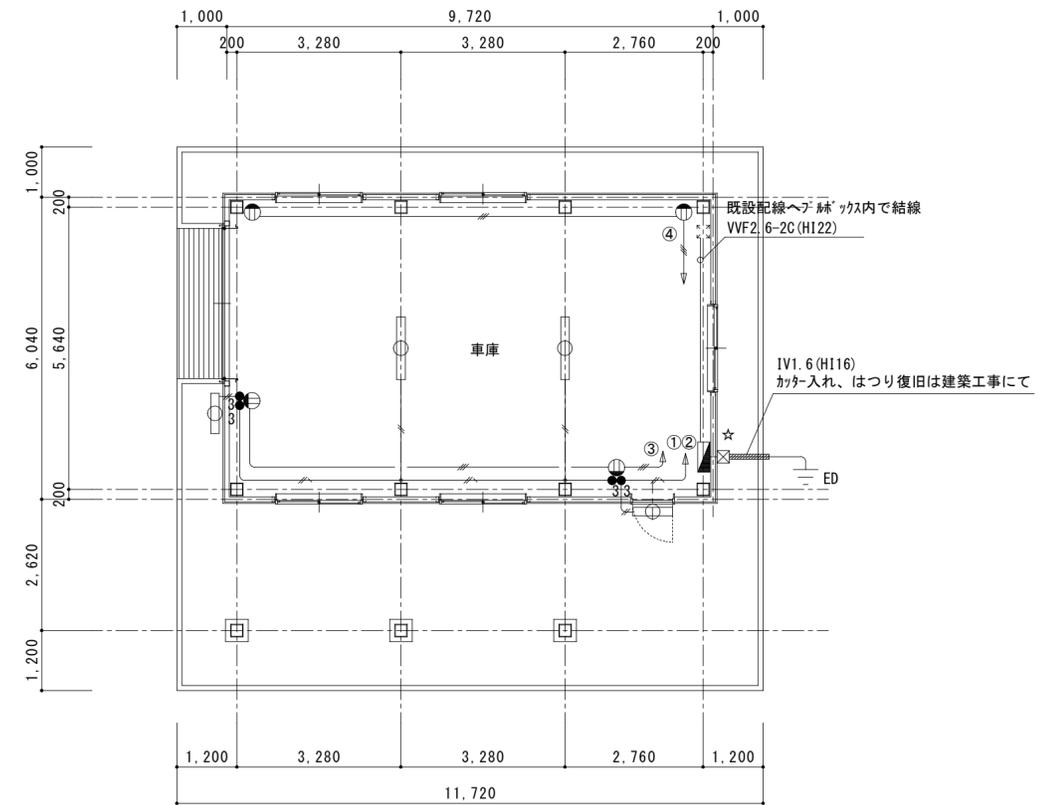
香良洲地域水防ステーション改修工事		縮尺	1/100
図面名称	【改修】1階天井伏図、2階平面詳細図(改修後)	原図	A2
津市建設部営繕課		No.	A-10



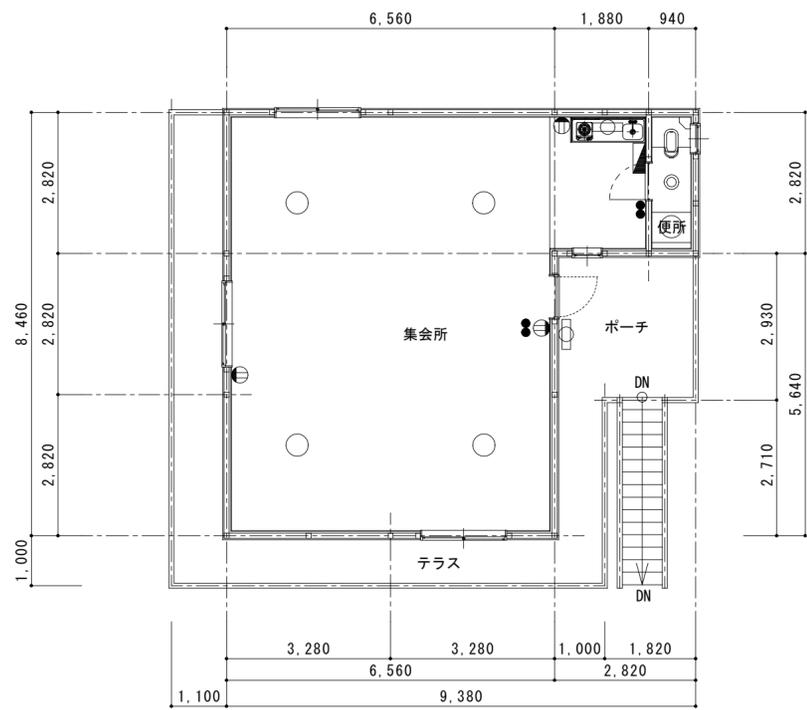
香良洲地域水防ステーション改修工事		縮尺	1/100 1/50 1/30
図面名称	【改修】立面図(改修後)、断面図(改修後)、部分詳細図(改修前後)	原図	A 2
津市建設部営繕課		No.	A-11



1階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100

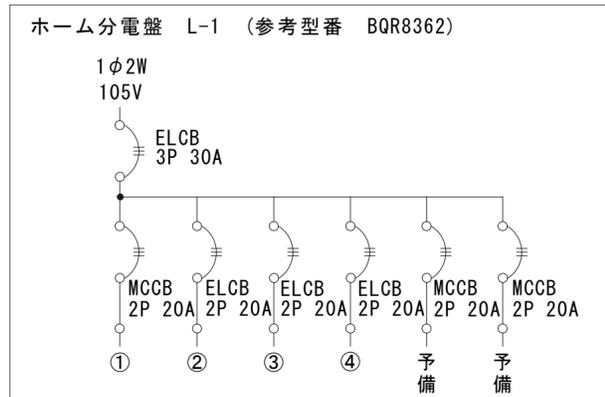
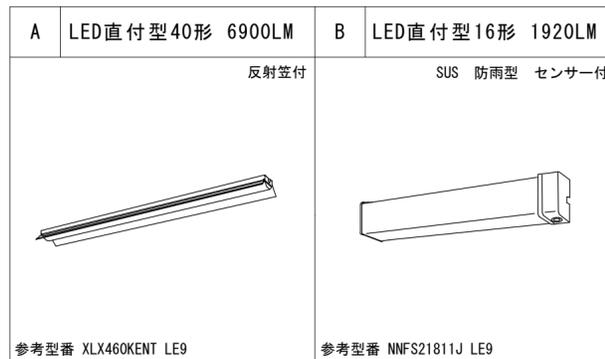


2階平面図 S=1/100

撤去凡例	
記号	名称
	ホーム分電盤
	照明器具 FL40×2
	照明器具 FL20×1
	照明器具 FL10×1
	グラケツライト
	ペンダントライト
	スイッチ
	コンセント
	VVF1.6-2C
	VVF1.6-2C(E19)

※ 点線は既設流用とする。
 ※ 配管配線は可能な限り分別し撤去とする。
 ※ 水銀使用製品は産業廃棄物として関係法令により適切に処理すること。

照明器具姿図



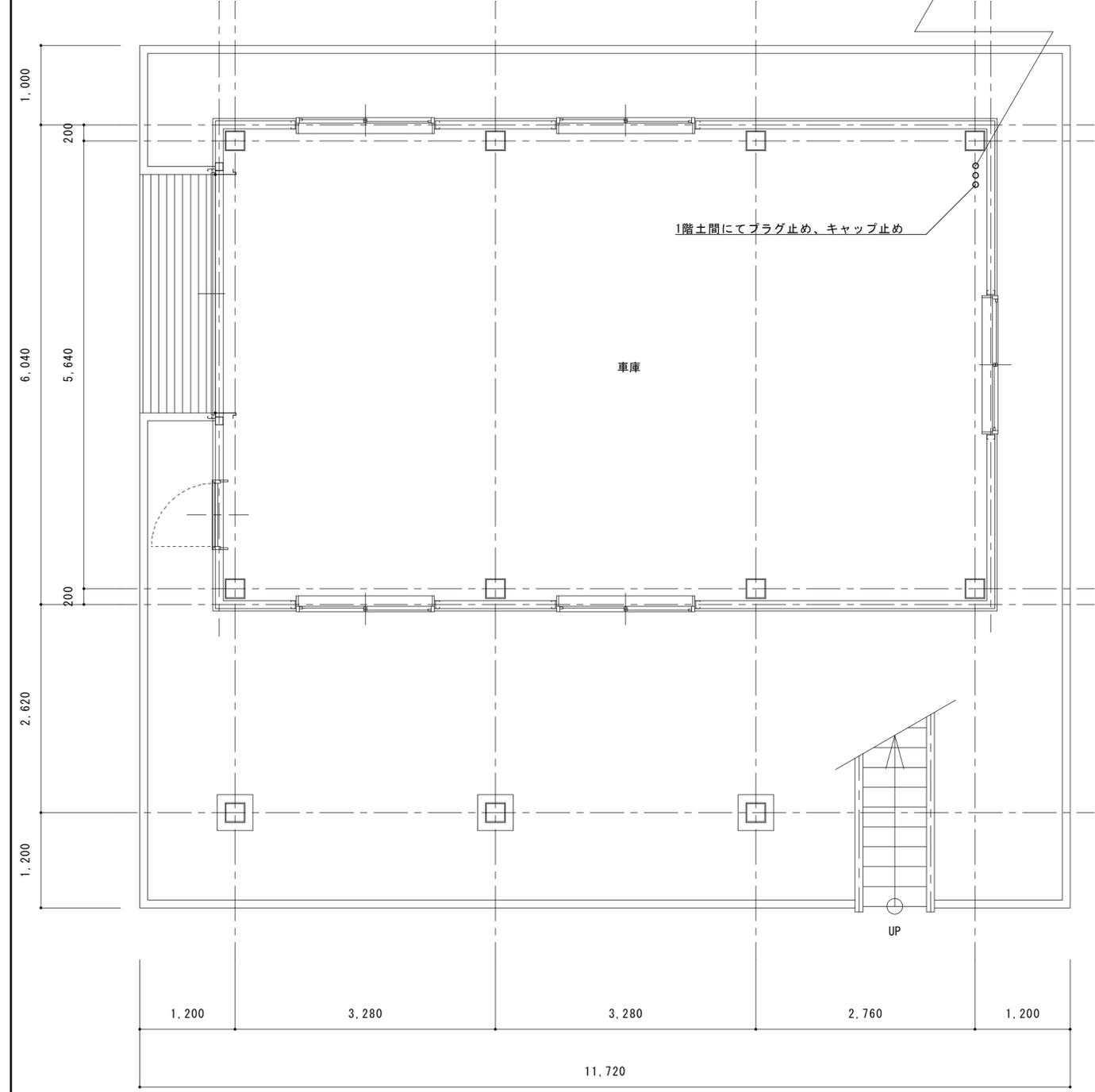
凡例	
記号	名称
	ホーム分電盤 L-1
	LED照明器具 A
	LED照明器具 B
	3W15A×2 (金属プレート共)
	2P15A×2E+ET 125V
	プレックス 100×100×100 VE WP
	VVF1.6-3C(H122)
	VVF2.0-3C(H122)
	VVF1.6-3C×2+E1.6(H128)

※ 点線は既設流用とする。
 ※ ☆は壁貫通処理を示す。

香良洲地域水防ステーション改修工事		縮尺	1/100
図面名称	電気設備 平面図	原因	A 2
津市建設部 営繕課		No.	E-01

撤去機器表

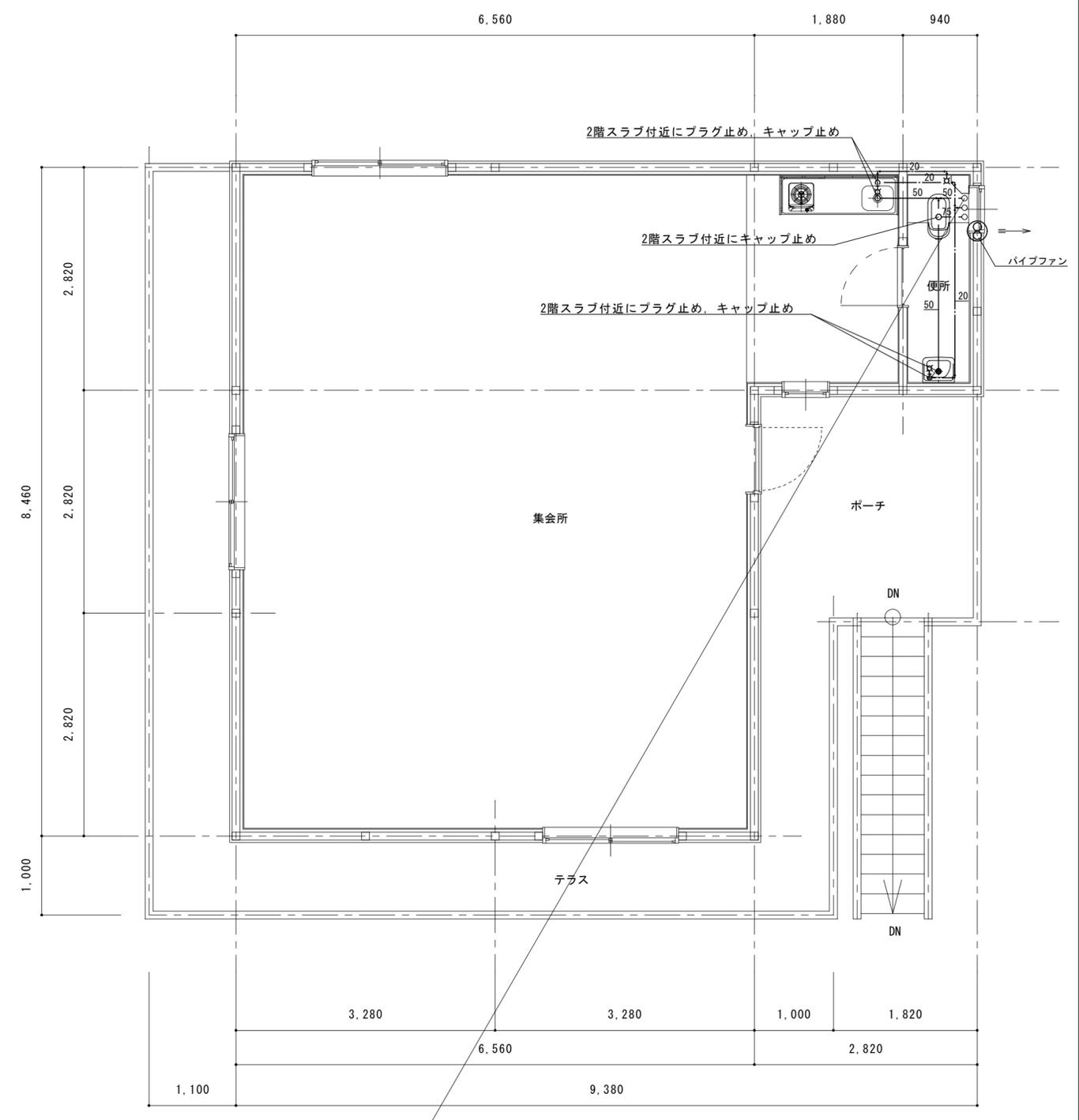
名称	仕様	数量	電気仕様
パイプファン		1	1φ-100V
和風大便器	タンク式	1	
洗面器		1	
自在水栓		1	



1階平面図 S=1/50

撤去工事区分

- ・実線の機器及び配管の撤去は機械設備工事とし、建物に付随する配管の撤去は建築工事とする。
- ・露出配管は原則全て撤去すること。2階スラブ貫通部は残置とする。
- ・2階スラブより立ち上がっている配管については防水工事に支障が無いよう処理をすること。



2階平面図 S=1/50

香良洲地域水防ステーション改修工事		縮尺	1/50
図面名称	機械設備 平面図	原図	A 2
津市建設部 営繕課		No.	M-01